

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第27号

平成27年12月4日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	議事係長	尾崎潔君
主任	櫻井直子君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君	子育て支援課長	高橋宏之君
保育課長	宮鍋和志君	子ども生活部副参事	井上誠二君

青少年課長 中村 修 君
健康課長 志村 明子 君
ごみ対策課長 松本 幹男 君
都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
社会教育課長 村上 敏彰 君

市民生活課長 田村 美砂 君
環境課長 関田 孝志 君
環境部副参事 長瀬 正人 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
給食課長 梶川 義夫 君
選挙管理委員会
事務局長 塚原 健彦 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、18番、中間建二議員を指名します。

○18番（中間建二君） おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、再質問させていただきます。

1番目の3市共同資源化事業について、③の施設の更新、建設の費用のところまでお尋ねしたかと思います。市長答弁では、なかなかこの3市共同資源化事業全体の数字、概要というものが示されなかったわけですが、これまでの地域住民や、また市民への説明会等の資料の中から数字を拾ってみますと、例えば焼却炉については日量の1トン当たり約5,000万円程度の費用がかかるのではないかというような説明等を踏まえると、例えば焼却施設の更新には121億5,000万円、それから東大和市を想定地とした3市共同資源化施設については、6品目から2品目にしたことで20億円という数字が1度出て、それが下がるのか大きくなるのか。また粗大ごみ処理施設については、30億円から40億円というふうに見ておりますけれども、そうするとおおむね全体で170億円、また建設資材の高騰や人件費の高騰で200億円程度まで膨れ上がるのかなというふうを考えておりますけれども、どのような認識をお持ちでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 経費の面でございますけれども、焼却施設につきましてはまだ具体的な数字は出ていないところでございます。3市共同資源物処理施設につきましては、基本構想において13億2,000万円程度の金額という現在の数字が出ているところでございます。また粗大ごみ処理施設等につきましては、具体的な数字は出ていないところです。また過去に衛生組合におきまして、粗大ごみ処理施設、また焼却施設の基金への積み立ての関係の資産経過がございますが、その中には170億円程度の経費がかかるというふうな、試算の数字が出ているというふうなことは承知しております。

以上です。

○18番（中間建二君） 粗大ごみ処理施設だけで170億円ですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ただいまの組合議会において、過去に費用提示がされた部分につきましては、焼却施設の更新を平成14年当時の検討におきまして、解体費用と粗大ごみを含めまして174億円がおよそかかる、そのような形で答弁がなされております。

以上です。

○18番（中間建二君） そうすると、おおむねこのリサイクルセンター、資源化施設を含めても、先ほど申し上げた170億円から200億円、3つの施設の建設更新にはかかるというのは、大ざっぱな数字とはいえ、ほぼそれぐらいの規模になるのかなと。本来、この3市共同資源化事業が一体的に進めていくっていうことを、ずっと東大和市議会でも説明してきた中では、このような3つの施設の全体像が明らかになって、その中でそれぞれの費用や、また施設の更新のあり方、また必要性等について議論が積み上がってきていけば、今日のような混乱は私はなかったんじゃないかなと思っはいるんですけども、この点についてはどういうふう認識し

ておりますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在、衛生組合におきましては、（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画並びに（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画、こちらの策定にかかっており、近いうちにこの案が御説明をされるというふうにも聞いてございます。また過日、11月6日に開催されました3市市長・組合管理者会議におきまして、今後の施設整備のあり方についてということで、焼却施設における合意がされているところでございます。こういったことで、今議員がお話がありましたより具体的な点は今後になろうかと思いますが、こういったところの事業進捗におきまして具体的なものが示されていくというふうを考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今後具体的にになっていくのは当たり前なんですけれども、今日までここが、この全体像が全く見えないまま今日に至っているということが、なかなか地域住民や、また私も理解をしておりませんし、多くの市民にも理解がされていない、そこが一番根本の原因ではないかというふうに私は思います。

過去のことを振り返ってもしょうがないわけですが、一方でこの④に行きますが、これまで東大和市におきましてできるだけリサイクルについては、行政関与は少なくしていきたいというような方針も示されておりましたし、また組合全体、また東大和市としても、3R施策の推進ですとか拡大生産者責任が、これからさらに強化されていこうという考え方も示されながら、このプラスチックごみについても、いわゆる発生抑制を進めていく中では、今後自治体が関与していくプラスチックごみというのは、減っていくのではないかというふうに言われておりますし、私もそのように認識をしております。そういう中で、既に今3市のうち2市が民間委託で処理されているものを、新たに公設で施設をつくるということに対して、税金の無駄遣いになるのではないかと、また②のところでも申し上げましたけれども、いわゆる減量化の効果が得にくい施策になってしまうのではないかと、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 廃棄物の今後の施策につきましては、発生抑制等を進めていくに当たっては、特に容器包装廃棄物は拡大生産者責任、そちらのほうを最大限、私どもも検討しながら進めていく必要性はあるというふうに思っているところであります。しかし、特にプラスチック製品の中でも、容器包装プラスチックにつきましては、なかなか今の主に食品等に多く使われてきている現在の状況でございますので、ペットボトル等であれば店頭回収等のリサイクル協力店もふえてはいるわけでございますが、なかなか商品や製品の多様化でプラスチック製の容器包装がなかなかなくなる方向にはないのかなということと、またそういったものも店頭回収の御協力もなかなか得にくいという状況でございます。したがって、そういったところの廃棄物の発生量がなくなる要素の少ないものについては、やはり公設で施設を整備する必要があるというふうに思っていることがあります。

また現在、当市は委託してるわけですが、同じ委託でも武蔵村山市も現在民間委託というふうにはなっているわけですが、武蔵村山市の場合は、リサイクルするもの全てが委託という形の中で、事務手続上は武蔵村山市が市としての一般廃棄物処分量の許可を出した中で、その事業者を実施をさせているということがございます。そういった点から考えますと、当市の場合は市内に処分量の許可を出してまで民間委託できる状況にはないという点で、かなり武蔵村山市の委託とは相違点があります。したがって、より安定的に継続した処理をしていく上では、必要最小限の施設が東大和市にとっては必要になる、そのようになってくる状況にございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 武蔵村山市との状況の比較の話が今ございましたが、当市がプラスチックの民間委託処理を進める上でも、複数の業者から指名競争等に参入をされたというふうに認識をしております。武蔵村山市も含めて、民間委託の活用ができる余地は現実には十分にあるものだと思っておりますので、そういう中であえて公設でやらなければいけない必要性は、私はないと考えております。

最後、5番目の理解も合意も得られていない現状についてでありますけれども、いずれにいたしましても東大和市から2品目処理の代案、代替案というものを提示したことによって、今日まで曲がりなりにも議論がなされているわけでありまして、今年度については今実施計画まで策定をされるということが示されておりますが、一方で本当に今のような住民の理解、合意を得ない、得られていない状況の中で、施設建設が本当に可能なかどうか、この点について大変に疑問を持っております。そもそも東大和市が、この2品目処理の代替案というものを提示したその大前提というのは、施設予定地の周辺環境が大きく変わっていることによって、住民の納得、理解を得るための4団体の一致した行動をとっていくということが第1の条件であったというふうに理解をしておりますけれども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在、地域連絡協議会において、既にもう21回の会議をさせていただいております。この会議に当たりまして、事前に4団体で運営につきましてもる協議を加えながら、会議に臨んでいるというふうなところもございます。また先ほどお話をさせていただきました実施計画、また基本計画の策定におきましても、それぞれの自治体のほうからも、それぞれ意見を加えながら進めさせていただいております。そのようなことから、4団体では一致団結した形で協議を進め、また地域の皆様方の理解を得るべく努力をしているという状況でございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 私の今手元に、平成24年10月に東大和市議会の全員協議会において、この3市共同資源化事業についての進め方について、東大和市議会議員に対して説明を行ったときの資料がございます。その資料の中には、東大和市が2品目処理を提案をする、その大前提として、住民の納得を得るための一致した行動をとっていく、これがあくまでも大前提として掲げられているわけでありまして。そして平成25年1月8日に3市、4団体で合意をいたしました3市共同資源化事業に関する基本事項についての中では、住民の理解を得ること、また理解が得られたと判断された後に施設整備事業に着手すると、このように合意がなされたわけでございます。しかし、平成25年7月には3市共同資源化推進本部からの報告において、住民の理解が得られたとは言いがたいが、想定地での建設を進めていく。このような報告がなされ、改めて平成25年11月、4団体で進めていくための確認書が締結をされた。こういうことを振り返ったときに、東大和市が当初、2品目処理の大前提として掲げた住民の納得を得る、この文言が一体どうなってしまったのか。また、このように4団体の確認書の中で、住民の理解が得られた後に事業に着手すると合意したものを、それを翻して今日のような進め方になっている。こういう現状を見たときに、そもそも住民の理解、納得を得る、本当にそういう考え方があったのかどうかということに対しても、疑問を持たざるを得ないわけですが、この今の現状についてどのように御認識をされておりますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 4団体での確認書の経緯は、議員がお話になったとおりでございます。しかしながら、現在、平成25年11月29日の確認書に基づき、事務のほうを進めているところでございます。この確認書におきましては、施設の内容を明らかにするとともに、地域住民を含め3市全体にわたって説明を継続して行

っていくと。また、地域住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進めると。この文面から、現在、地域連絡協議会を立ち上げまして、継続して協議を行っているというふうな段階でおりますので、私どもといたしましては地域住民の理解を得るべく努力は、引き続き行っていくという考えには変更はないところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今ちょうど部長が御説明いただきましたように、4団体の確認書、「住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進める。」と確かになっておりますが、現実、その前段の手続の踏み方の中で、どうやってこの信頼が得られるのか、むしろ信頼を壊すようなやり方で事業を進めている、こういうふうには言わざるを得ない現状であります。

基本構想ができて、実施計画がこれから策定されるわけですがけれども、果たして今の地域住民の理解や合意を得られていない、また組合では信頼を得て事業を進めるという確認書は交わされたわけですが、どうやってこの信頼を得ていくのか、このようなやり方によって。私は全く理解や合意を得ていくめどが立っていないのではないか、このように考えております。それで、最終的にあの場所にリサイクルセンターという、今構想が示されてるようなものを建てるためには、都市計画決定が必要になるわけでありまして、ちょうどこの3市共同資源化事業に関して都議会に地域住民の方から請願が提出をされました。これについては東京都は広域的な立場で、この東大和市に建設予定の3市共同資源物処理施設について、都市計画法に基づいて十分な協議を行ってほしい、こういう趣旨の請願であります。

過日、この請願の審査が都議会の中で行われましたけれども、この都議会の審査の中でも、東京都が東大和市が平成26年7月30日に、この都市計画決定の手続について東京都に事前に相談をしたときに、東京都がどのように東大和市に指導、助言をしたのかということが述べられております。このように言われております。

本件のように、住居系の用途地域が近くにあたり、学校等が近くにある土地に、民間事業者が廃棄物処理施設を設置する場合には断ることになると思う。ただ、住民の同意が得られているということであれば、立地可能となる場合もあるので、今後、民間事業者の相談を受ける場合に矛盾が生じないよう、住民の同意、理解を得る必要がある。このように東京都は、東大和市に対して指導、助言をされておりますけれども、この点については間違いないでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今までの事務手続の過程の中で、東京都とのというお話については、そういう点は踏まえる必要はあるかと思っております。確かに全国的に廃棄物処理施設を設置するという場合につきましては、特に今議員がおっしゃった近くに住居系があるという点においては、そこを特に配慮する必要性があるというふうには思っております。その配慮するという部分につきましては、やはり住民の方の一定の御理解をいただかなければ、なかなか施設はつくれないというところがございます。

また私どもが今回、公設で実施をしていくという中では、当然民間事業者が同種の施設をつくったといたしましても、当然国等が定めます環境基準を満たさなければ、このような施設はできないわけですが、ただ特に民間事業者よりも私ども公設でつくるに当たりましては、ただ単に基準をクリアすればいいというわけではなく、より厳しい自主管理規制をもって設置をして、周辺環境に影響を与えない施設を間違いなくつくっていく、そういったところをきちんと御提示し、御説明する中で、民間事業者がもしつくる場合にあって、そのぐらいのハイスペックな環境性能を持った施設をつくらなければ、住居系の近接がある場合にはできない、そういったところで私たちは取り組んでいくというふうな考えでおります。

以上です。

○18番（中間建二君） このような指導があったことについては、認められたというふうを受けとめました。

それで、こういう東京都の立場、広域的な立場から、このような指導、助言がある以上、地域住民の理解や同意が得られない限りにおいては、都市計画決定の手續ができないのではないかと考えておりますけれども、この点についてはどういう御認識でしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 詳細な調整というのは、まだ東京都とは行っていないところでございますが、ただ一般的に都市計画決定を市が行っていく上で、都への協議というのが法的に定められております。その法的に定められています都への協議で、東京都はどの部分をじゃ見るかという点については、大きく2つございます。1つにつきましては、東京都は広域行政圏の立場に立った調整を図るという、その視点を1点は見ると。もう1点につきましては、東京都におきましても一般廃棄物処理基本計画を策定しておりますので、そこの整合性を図るという、そういった2点が東京都への協議での東京都が審査する主な2点の事項となっております。

以上です。

○18番（中間建二君） 質問と答弁がかみ合っていないようでありますけれども、いずれにいたしましても、現状で理解が得られていない中で、この都市計画決定手續そのものが進まない。これは本来、私は何度もこれまで申し上げましたが、迷惑施設のようなものを東大和市が受け入れしないというような、そういう狭い考え方で言っているわけではありませんし、地域住民の方もそうだと思います。本来必要な施設であれば、丁寧にその背景や、またこれまで申し上げてきたようなコスト比較等の有意性等も示しながら、納得のいく説明があれば一定の——既に今も東大和市のリサイクルを行っている場所ですから、その環境が何らかの改善がなされる、また本当に東大和市にとって、また3市にとって必要な施設であれば、地域住民の方も恐らく納得をされ、理解をされるもんだと私は受けとめておりますが、しかしこの間の進め方、理解を得ながら、また理解を得た後に進めるというような方針をほごにしてまで、あえて住民の理解が得られないようなやり方に現実なっている中で、この都市計画決定そのものができない、こういう現状になっているかと思えます。これは東大和市の責任というよりも、4団体一致して行動していくということを確認しているわけですから、組合を中心とした4団体の事業の進め方、ここに根本的な原因があるかと思えます。

いずれにいたしましても、この3市共同資源化事業、最終的には都市計画決定がなければ事業化、建設ができないわけですから、組合の中でもこのような意見はさまざまところから述べられておりますけれども、東大和市にも改めて、本当にこういう施設をつくるのであれば、地域住民の理解や合意を得ていく手續を踏んでいかなければ建設ができない、このことを改めて申し上げたいと思えますし、東大和市からも4団体の中でそのような考え方を明確に、私は申し述べていただきたい、このように考えております。

この3市共同資源化事業について、長く時間をとってお尋ねしてまいりましたけれども、この事業の進め方、また今後のあり方について、最後、御答弁をいただきたいと思えます。

○環境部長（田口茂夫君） 4団体におきましては、従前から必要な情報開示はさせていただいているというふうには思っておりますが、今お話がありましたように、地域住民の方の一部におきましては、まだいまだに建設に対して反対をされているという方もおられるということは十分認識をしております。このようなことから、今議員からお話がありましたコストの問題ですとか、こういった点につきましては、私どもも必要だというふうには考えております。こういった点も含めて、今後いろいろな計画等を御提示をさせていただく中で、必要

な情報開示をさらに進めまして、地域と住民の皆様の御理解を得ながら進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

- 18番（中間建二君） 都市計画決定に至る過程の中で、まだまだ地域住民の理解、合意を得るための手順、これは過去にさかのぼって取り戻すことできませんので、どこまでそれができるのか非常に困難な状況であるかと思っております。

続いて、2番の公立昭和病院企業団の構成市としての考え方についてお尋ねをいたします。

当市が構成市であることの理由、目的については、この昭和病院の果たしている広域的な役割、また地域の高度医療提供体制を支える、この点については私も理解をしておりますし、また昭和病院そのものが大変に、この東京の中にあっても優秀なすばらしい病院であることは、私も十分に承知をしているところであります。その上で、東大和市が構成市として、年間約1億円の負担を今しているわけでありまして、東大和市にとりましては、一般会計、例えば平成27年度は約320億円かと思いますが、このうちの約1億円を一般財源から負担をしている。この1億円という負担が、東大和市にとって高いのか安いのか、大きいのか小さいのか、この点についてどういう認識を持っていらっしゃいますでしょうか。

- 福祉部長（吉沢寿子君） 現在、東大和市が公立昭和病院に負担しております分賦金につきましては、今議員からお話いただきましたように、平成26年度決算額では9,935万1,000円となったものでございます。これにつきましては一般会計に占める割合でいえば、やはり非常に大きいというような認識ではおります。市民が26年度、昭和病院を利用したのは、入院が延べ4,706人、外来が延べ1万2,829人ということで、これを利用者1人当たりで換算させていただきますと、約5,665円に計算できるかなというふうに思っております。ただ、やはり先ほど高度専門医療等、提供していただいているということで、そういうことでの市民の命を救っていただいているということでございますので、非常に大きい額とはいえ、市民の生命等に貢献しているというようなことで考えてるところでございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 昭和病院そのものは、大変に優秀なすばらしい病院だと思いますけれども、また一方で当市にとっては決して安くはない、むしろ大きいと今御説明がありましたけれども、1億円という負担をされている中で、仮にこれを昭和病院のほうに負担をしないで、東大和市独自の健康づくり施策をもし展開しようと思えば、相当な事業展開ができるわけでありまして。しかし、東大和市においては、構成市の1つとしてこの負担金を負担しながら昭和病院に貢献をしている、地域医療に貢献をしている、こういう現実、現状であります。

そこで、3の将来の脱退の可能性についてお尋ねをいたしましたが、現状ではそういう考えはないということでありましたが、今この武蔵村山市が一昨年、この脱退の表明をされて、またこの問題が大きくクローズアップされてるわけですが、今この武蔵村山市の脱退に伴う事務作業というのは、どのような状況になっているのでしょうか。

- 福祉部長（吉沢寿子君） 現在、武蔵村山市が脱退するというので、脱退は平成29年の3月31日をもって脱退するというのでございます。それに伴いまして、今昭和病院の企業団のほうでは、脱退に伴う財産処分などについてを検討していることと、あとは平成28年度以降、実際には29年度からになりますけれども、構成市が8市から7市になったときの分賦金などについても、今後検討するというので検討を開始したところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 武蔵村山市のこの脱退の問題というのは、武蔵村山市議会の中で既に脱退の決議がなされてるので、法的には脱退ができることになるかと思いますが、今の組合の中で脱退に向けての事務作業がある意味では順調に進んでいるということでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先日、当市議会からも派遣議員の方、2名、行っていただいているところでございますが、企業団議会の中におきまして、行政報告という形で財産処分の金額等が示されたところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると、その金額に基づいて、この構成市の中ではどのような手続が必要になってくるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） これから企業団の事務局のほうで、規約の改正案等、議案等を作成いたしまして、来年の第1回の各市の構成市の市議会において、その議案を上程させていただいて、規約の改正等、そういったところが進むものと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この昭和病院の構成市としての東大和市の役割なんですけれども、地域医療を支える、当然この目的があってお金を出しているわけですから、その地域医療を支えていく、高度専門医療を支えていく、こういう大きな目的のために大変優秀な病院を支えていくということについては、私は理解をしているわけなんですけれども、一方で先ほど申し上げたように、仮にその1億円というものが東大和市独自で健康づくり施策に一般財源として活用できるということを考えると、東大和市にとってどちらがいいのかっていうような選択肢は当然出てくるかと思えます。

また一方で、先ほど申し上げた小平・村山・大和衛生組合における東大和市と小平市、またその他、周辺の構成市とのいわゆる広域連携、例えば東大和市には焼却施設を持ってないわけですから、小平市の中島町の土地をお借りしてごみ処理をお願いをしている。こういう状況の中で、この衛生組合の事業と、それから昭和病院を初めとしたその他のさまざまな広域的な事業というのは、私は切り離しては考えられないのではないかと考えております。地域のそれぞれの自治体が協力をし合って広域的な事務を共同処理をしていく、これはそれぞれの市にとってもプラスになる施策でありますので、東大和市においては昭和病院に1億円を負担をして運営をしていくということの目的は目的としてありますが、またもう一方で行政同士の広域連携のあり方、協力の仕方、こういうことを全て総合的に判断した上で、今の昭和病院への負担金を担っている構成市の一つとして責任を果たしている、私はこのように考えておりますけれども、東大和市の御認識を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 一部事務組合というのは、やっぱりお互いのそれぞれの市にとって共通の利益があるということで築き上げられてきたというところがあるんだなと思っております。今お話ありました小村大、昭和病院組合、それぞれですね、それぞれの組合は別々の目的で別々の構成市とともに歩んできているというところはございます。東大和市として、それぞれのところがリンクするのかわかというお話でありますけれども、そこにつきましてはやはり単独市の一つの利益、利害だけで判断できないというのはお話のとおりだと思います。昭和病院組合につきましては、約1億円の市にとっては非常に高額の負担をするわけでございますが、市といたしましては、その中で、昭和病院の中で努力をしていただいて、構成市としての負担金が少しでも下がるような努力をしてほしいというのは、市長も常々お願いをしてございます。

それから、また構成市として、武蔵村山市、東大和市は昭和病院から距離的には遠いというようなことがあ

って、利用する人、率が少ないということもございますので、構成市としてのメリットももっと出してほしいという願いもしてございます。そういった意味で、それぞれの構成市にとって出している、価値があるなどというような組合にますますなるように、市としてはお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） お互いに近隣市が協力をし合って支え合っていく、また広域的な事業についてはそれぞれの市民の利益の立場から協力をしていく、このことについては私はそのとおりだと思いますので、決してそれぞれの単体の補助を出す、負担をする目的は当然あるわけですが、それだけではない広域的な事業の連携のあり方という観点から、この昭和病院の問題については、これからも今御答弁がありましたように、当市の負担金に見合う、また市民に貢献ができるあり方について、さらに検討、また取り組みをぜひ深めていただきたいと思いますと考えております。

続いて、3番目の災害対策の充実について伺います。

この大規模災害時におけるいつき避難所としての公園の整備、活用ということでお尋ねをしているわけですが、火災、火災を発生した想定をした一時避難のあり方、今、東大和市においては、さまざまな防災訓練等も行われておりますけれども、多くの防災訓練は、特に学校施設を活用をする、こういうことが多いわけでありまして、本来火災から身を守るということに関しましては、学校に避難をするということだけではなく、身近な公園、空地としての公園に避難をするということの、この有効性、有益性についての理解が、私は広がっていないのではないかと考えておりますけれども、この点についてどういう認識を持っていらっしゃいますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 地震等が発生した場合によります火災の発生でございますが、その規模や大きさにもよりますが、まず御自分の身の安全を図っていただくということが大切でございます。また大きな地震の直後には、必ず2回目の大きな余震が起きますので、それに備えて家族や地域の方が力を合わせて対応することが必要であるというふうに考えてございます。とにかく地震直後には、落ちついて火のものの確認をしていただくということが大事でございますが、火を使っているときには揺れがおさまってから、慌てず火の始末をしていただくということでございます。その後、庭や道路に出て身の安全を確保していただくということですが、近くに公園があればそこに避難していただくということも必要であります。市では小中学校、一時避難場所と指定してございますが、自宅での生活が困難になった場合におきまして、最寄りの学校への避難をお願いしているところでございますので、まず地震等によりまして御自宅の安全を確認するために、近くの公園に避難していただくというのは重要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 大規模災害時の火災の発災——発生なんですけれども、特に東大和市の中でも住宅密集地、また火災の危険度が高いと言われている、例えば南街の地域ですとか、また新堀の地域もそうだったと思います。特にこの火災の危険度が高い地域については、どうしてもさまざまな防災訓練や、それまでの取り組みの中で、とにかく避難といえば学校に行かなければいけない、また学校にも当然そのような避難所、防災拠点としての機能整備は当然されているわけですから、そういうふうに思っても当然だとは思いますが、また一方で火災から身を守る考えたときに、特にこの住宅密集地においては、学校ではなく身近な公園に避難をしていく、そのことによってまず火災から身を守る、こういう考え方を明確にしていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど議員さんおっしゃられました新堀、南街地区におきましては、広域避難場所として上仲原公園と桜が丘市民広場を設置してございます。住宅が密集されている地域におきましては、それだけの人口密度ございますので、大きな避難所が必要ということで指定しているわけでございますが、南街、新堀地区におきましては、住宅が建ちましてから年数がかなりたつてございますので、それに伴う各家庭では耐震化に備えた整備もしていただいているところでございますが、身近な公園というのは、やはりいっとき避難する上では非常に必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、今は例えば火災の危険度が高い南街、新堀と申し上げましたけども、また公園を活用した大規模災害時に火災から身を守るということを考えたときに、その公園そのものが、このウのところで聞いておりますバリアフリー化ですとか、また学校には今それぞれ防災倉庫、防災備蓄倉庫等、設置されておりますけども、それぞれの身近な公園ではどうなのか、また防災器具や、また例えば今公園にはかまど型ベンチなど、防災、災害対応型の器具等も設置をされる事業もさまざまところで進んでおりますけれども、この東大和市の中で、この身近な公園をしっかりと防災機能を持たせていく、また市民の命を守る場所として活用していく、こういう考え方、方針についてはどのようなものがあるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今のお話では、身近な公園を防災の拠点としていくということではございますが、市の進めてきている方針では、現在一時避難所を中心に行ってきております。一時避難場所におきましては、現在防災倉庫が未設置である小学校もございますので、まずそちらのほうの小学校への整備を検討しているところでございます。小さな公園につきましては、いっとき避難する場所におきましては、非常に有益であるというふうに考えてございますが、広域であります上仲原公園とか桜が丘市民広場におきまして、防災の要素を持ちました公園ということで、マンホールトイレの設置等してございますが、小さな公園におきましては、それだけ人数が——大勢の人数が避難することは考えられませんので、現在市のほうで考えてる方針としましては、広域の避難場所であります大きな公園等におきまして、そういう公園におきましては大型車両が入り出すということが考えられますので、広域避難場所等におきましてスロープ等の必要性というのは認識しているところでございますが、小さな公園につきましては、いっとき皆さんが避難する場所として、必ずしもスロープ等の必要性というのはないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、そうしますと公園も大小さまざまありますので、私は小さな公園であっても、命を守るために、火災から身を守るために、その小さな公園であっても、その空地を活用していくという考え方を、やはり東大和市として明確にしていかなければいけないということを、まず指摘をしておきたいと思えます。その上で、一時避難所として今指定がされている、例えば上仲原、桜が丘については、そのようなマンホールトイレの設置等もされておりますし、これからも対応がなされていくものだと思いますけども、例えばそのほかに市が管理をしている比較的面積の大きな公園、それは例えば団地に隣接をしている公園、例えば芝中団地の中央公園ですとか、向原団地にあります向原中央公園、また上北台団地、また東京街道団地等にも相当大きな公園があるわけですけども、この大きな空地、公園を活用して、車両も入れる、また災害時の避難場所として有効に活用ができる、このような公園の整備というものについて、どのような認識を持っていられるでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 防災公園の整備ということだと思いますけども、防災公園の整備の前提としまして、東大和市の地区別の危険度の問題があると思います。東京都が地域別の危険度を出しています。これは倒壊と火災を含めて総合判定しています。その中で東大和市は、ランクが1から5ランクまであるんですけど、5が一番危険度が高いんですが、東大和市はほとんどが1ランクです。ただ、先ほど話のありました南街ですとか新堀、ここが2ランク、3ランクの地域があります。そういう状況を考えますと、広域避難所と指定してます上仲原公園、それから桜が丘市民広場というのは、東大和市の中で危険度が高い地域に設定しております。ですから、そこが基本的には危険度が高いですから、防災公園という整備をやはり優先すべき課題だというふうに考えています。防災公園としての整備となりますと、そこに防災拠点が恐らく想定されるというふうに考えますので、どうしても大型車両の搬入路ですとか、あと一時期、長期にわたることはないと思いますが、一時期滞留者が大量に出ますので、それを維持するためのいろんな施設が必要になると思います。ですから防災備蓄庫を今設置しておりますし、先ほど申し上げましたマンホールトイレも整備しております。今後の課題としましては、やはりこの2つの施設を防災公園にどれだけ近づけられるか、これに尽力していくのが、まず当面の課題だというふうには認識しています。

以上です。

○18番（中間建二君） その2つを重点的にやっていくということについては理解をしてるわけですけども、また先ほどお尋ねをした比較的そのほかにも大きな空地を有した公園というのはあるわけです。またその大きな公園というのは、それぞれの地域の中で防災訓練や、さまざまな取り組みにも当然使われておりますし、災害時には当然そこを避難所として、また避難場所として活用するということが、当然それぞれの地域で想定されるわけですから、東大和市の中においても、そのような公園を活用した市民の命を守っていく施策のあり方について、私は検討をし、また取り組みを進めていくべきだと考えておりますけども、再度伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 先ほど申しましたとおり、地域の危険度との相関関係が非常に高いものですから、やはり危険度の高い地域の施設を優先していくという考えでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） ですから、その優先するのは理解をしてるんですけども、公園の整備のあり方、活用のあり方について伺っております。

○総務部長（北田和雄君） 公園、先ほど申した2つの公園以外の公園ですが、それらの公園については火災、地震時に一時的にそこに避難することはあると思いますが、長期的滞在は近くにある学校なり、そういった避難所に避難をいたしますので、そちらで避難者が生活をするということを考えますと、そちらの整備、それからさっき言った広域避難所の公園の整備、やはりここを中心と考えております。そういったところは、地域の公園につきましては、地域の住民の方々が地震や火災の発生時に一時的に避難する場所として、日ごろから認識をしていただければいいかなというふうには考えています。

以上です。

○18番（中間建二君） 火災からの市民の命を守る施策のあり方の中で、私は身近な公園を積極的に東大和市の中で活用していく、このことについて改めて認識を持っていただき、また活用をぜひ進めていただきたいと考えております。優先的に2つの公園に取り組んでいかれることは理解をいたしましたけれども、また一方で大きな空地を持った公園もそのほかにもあるわけでございますので、ぜひその公園の活用のあり方について、

検討を進めていただきたいと思います。

時間がありませんので、防災ブックの活用について具体的な、今東大和市が取り組まれる内容等がありましたら御紹介いただきたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防災ブックは、ことしの9月に東京都が作成しまして、配布したものでございますので、市では現在配布してございませんが、東大和市の防災マップや防災地区カルテとあわせて、防災ブックの周知に努めたいというふうに考えてございます。また現在実施しております防災モデル地区事業や研修会等で、活用を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、15番、和地仁美議員を指名いたします。

〔15番 和地仁美君 登壇〕

○15番（和地仁美君） 議席番号15番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、「日本一子育てしやすいまちづくり」について取り上げさせていただきました。

4月に行われました統一地方選挙で、尾崎市長は「日本一子育てしやすいまちづくり」を前面に打ち出され、再選されました。女性の社会進出や活躍、少子化、人口減少の抑制といったさまざまな課題解決に対し、子育て支援は不可欠なものであり、また将来を担う子供たちの育成に力を入れることは、大きく言えば今後の国の発展に対しても大変重要であり、大いに賛同できると思います。

今までも東大和市は、さまざまな子育て支援に取り組まれ、実績も上げているところですが、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目標に、さらにどのようなことに、どのように取り組んでいくのか。また、東大和市全体、全市民にとってこの目標の実現がどのような効果を発揮し、東大和市はどのように変わっていくのか、多くの市民が期待をし、関心を持っていることは想像にかたくないと思います。

そこで、以下、お伺いします。

①「日本一子育てしやすいまちづくり」の具体的なイメージについて。

ア、子育てしやすいまちづくりに関連する施策について。

α、具体的にどのような事業が関連すると考えるか。

β、どのような部、課などが関係するのか。また、その連携は具体的にどのように行っているのか。

②「子育てしやすいまちづくり」の東大和市の現状と目標は。

ア、現在の東大和市の子育て環境はどのような位置にあり、また市民及び一般的にどのように認識されているのか。

イ、どのような状況になったら、目標である「日本一子育てしやすいまちづくり」が達成できたと考えるのか。

③「子育てしやすいまちづくり」の効果について。

ア、「子育てしやすいまちづくり」を推し進めることで、市全体としてはどのような効果があると考えているのか。

④今後について。

ア、この施策の先にある「まちづくり」全体に対する考えは。

イ、この目標を達成するための課題と今後の対策は。

以上、この場での質問は、ここまでで終了とさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[15番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、「日本一子育てしやすいまちづくり」についてであります。当市では今後、少子高齢化が進行し、人口減少が見込まれております。そのような状況の中で、東大和市が将来にわたって持続していくための施策としまして、将来を担う子供たちへの支援が重要であると考え、平成27年度の施策の一つの目標としまして、「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げました。また平成26年11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、市では平成27年10月に人口の現状と将来展望を示しました人口ビジョンと、まち・ひと・しごと創生に関する今後5カ年の目標や施策などを示したまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。国が進めております地方創生や人口減少の抑制の施策は、市が計画します子育て支援施策のより一層の推進の契機になるものと考えており、総合戦略の中でも「日本一子育てしやすいまち」を目指し、出生率の向上などを図ろうとする考えを示したところであります。このような中、「子育てしやすいまちづくり」に関連する具体的な事業についてであります。例えば子育てに直接関連する妊産婦への支援、乳幼児の育成支援、保育所や学童保育所の充実、小中学校の学力の向上、教育環境の整備などが挙げられるとともに、安心して暮らせる環境をつくるという観点からは、防犯・防災体制の充実、自然環境の保全、公園の整備などが考えられております。

次に、「子育てしやすいまちづくり」に関係する部、課などについてであります。子育てしやすいまちづくりにつきましては、まち・ひと・しごと創生に向けた一つであり、また市の施策の目標でもありますことから、全庁的な取り組みとして進めていくものであると考えております。また、具体的な庁内での連携についてであります。子育てしやすいまちづくりに関連する事業は複数ありますことから、それぞれの事業担当課では、子育てしやすいまちづくりの考えを常に意識するとともに、事業の実施につきましては庁内の連携を図った上で、施策を推進していく必要があると考えております。

次に、市の子育て環境についてであります。市民の皆様にとって子育て環境に対します感じ方はさまざまであると考えております。平成26年4月の子ども・子育て支援ニーズ調査報告書によりますと、東大和市の子育て環境や支援への満足度につきましては、未就学児では18.3%、就学児では14.7%が満足度が高いと回答しており、その一方で未就学児では39.2%、就学児では40.2%と約4割が改善を求めています。また今後の当市での子育ての意向につきましては、「今後、さらに東大和市で子供を産み育てたいと思う」との回答が、未

就学児では54.3%、就学児では37.3%となっています。その一方で、思わないとの回答は、未就学児で41.5%、就学児で55.5%となっており、未就学児の親よりも就学児の親のほうが、東大和市での子育ての意向が低い結果となっております。

次に、「日本一子育てしやすいまちづくり」の達成についてであります、「日本一子育てしやすいまちづくり」につきましては、施策の目標と考えているところであり、子育て施策等に対します市民の皆様の満足度を高めていくことが重要であると考えております。

次に、「子育てしやすいまちづくり」の効果についてであります、日本一子育てしやすいまちを目指すことによりまして、出生率の向上などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり全体に対する考え方についてであります、「日本一子育てしやすいまちづくり」に関連します施策の実施など、市としての魅力を高めることにより、出生率の向上や出生数の維持、また転入の増加や転出の抑制を図り、市の将来の人口減少を抑制し、活気あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、目標を達成するための課題と今後の対策についてであります、日本社会にとりまして人口減少による消費・経済力の低下は大きな懸念となることから、急速な少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことが課題となっております。人口減少の抑制は、東大和市だけの施策で達成できるものではなく、日本社会全体の課題として取り組んでいく必要があるものと考えております。市では、国や東京都とも連携をし、限られた財源を有効に活用して、「日本一子育てしやすいまちづくり」に関連する施策を実施していくことが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○15番(和地仁美君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

市長答弁にありましたように、少子高齢化、人口減少は東大和市だけの問題ではなく、日本全体の大きな課題として認識されていると思います。よって大げさに言えば、全国の全自治体が、この問題の解決に向けて動き出しているところだと思うんですけども、先ほどの答弁の中で、「日本一子育てしやすいまちづくり」に関連する具体的な事業について例を挙げていただきましたが、11月に公表された実施計画で、今後3年間に取られる事業のほうも、私、見させていただきましたが、現在実施している事業、それから近々実施する事業で、この「日本一子育てしやすいまちづくり」に関連される事業の詳細を、もう少しだけお聞かせいただけますか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 現在実施しております主な事業でございますけれども、例えば妊産婦の支援としましては、妊婦健康診査事業だったり、妊婦歯科健診事業、両親学級の実施などを行っております。また乳幼児の育成支援としましては、乳幼児健康診査事業あるいは予防接種事業、あるいは幼稚園の保護者への補助事業を行ったりしております、今年度は拡大をさせていただいてるところでございます。また病児・病後児の保育室の運営や、あるいは今後の病児のお迎えサービスなども行っているところがございます。また近々実施する事業としましては、母子包括支援事業という形で、専門職の面接や育児支援パッケージの配布なども行う予定でありますし、子育て応援アプリの関係の開発して、今年度中に運用を目指しているところがございます。また、今実施計画の御紹介もございましたけれども、28年度から実施する予定の事業としましては、保

育コンシェルジュの配置、あるいは学童保育所の開所時間の延長、そして休日保育の実施などが考えられているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） さまざま事業を予定、もしくは現在実施していただいていると思いますけれども、事業をするには財源が必要でして、限られた財源の中で今挙げていただきました事業を、優先施策というか、ほかにもいろいろ候補があった中で、そちらを取り組むことにした背景、理由がございましたら教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 一つの例でございますけれども、実施計画に掲載するときのケースで御紹介をさせていただきたいと思っております。

実施計画につきましては、主管部のほうから上がってきたものを、企画財政部のほうで精査してまいるわけですが、主管部のほうである程度、施策の重要性等を鑑みた優先順位をつけてきます。私もそれを見させていただくとともに、新たな行政需要に対応するものであったり、あるいは行政課題として上がっているもの、そしてあるいは補助金等は国や東京都からついているものなどを鑑みまして、優先順位をつけて選定をしているところでございます。平成27年度以降につきましては、今回も特にですけれども、子育て支援施策につきまして重点的に判断をさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） いろいろなところの部や課から出てきた施策を精査されて、補助金なども鑑みてそちらを選ばれたということなんですけれども、先ほどの市長答弁で、この施策の実現に向けては全庁的な取り組みとして進めるといふふうにございました。仮に、こんなことはあり得ませんけれども、いろいろな事業、こういう議会でも、こんな取り組みどうだって言っても、いつも問題になるのが財源でして、仮に財源に限りがないとして、日本一子育てしやすいまちの実現に、このような施策も、ぜひ本当は東大和では検討してみたい、実施してみたいということがあれば教えていただきたいんですが。この議会で言ったから、言ったじゃないかというような責任は問いませんので、特に子育て、学校教育関係の部の方は、まあ考えていらっしゃる、こういうのはどうかって検討してらっしゃることは、子育てに結構直接的にかかわるものだと思いますが、全庁的にと申しましたのは、直接子育てとは関連のない部署でも、「日本一子育てしやすいまちづくり」ですので、何かアイデアを持ってらっしゃったら、もしくはほか自治体の取り組みで、こんなのはいいかなと思っているものは、頭の中に常に子育て日本一を意識して、全庁的であっておっしゃってましたので、ございましたら教えていただきたいと思っております。

○企画財政部長（並木俊則君） なかなか、この本会議場で、それぞれの部署で部長が、こういう事業というのはなかなか答弁というのは難しいということがありますので、私のほうで総体的にお話し申し上げます。

今回、市長の公約の中で、「日本一子育てしやすいまちづくり」ということがございました。それを受けまして、ちょうど時期を同じくしまして、地方創生というふうなことがありまして、まち・ひと・しごとですね、これの総合戦略を策定するというのが同時期でありました。そのようなことから、東大和市におきましては、まち・ひと・しごとの総合戦略の中に、一つの施策としまして「日本一子育てしやすいまちづくり」というのを掲げたところでございます。

この総合戦略、ここで策定をしたわけなんですけど、その策定の庁内の検討の組織というのが、3段階つくっております。まず検討委員会というのがございます。こちらのほうにつきましては、副市長と各部長で構成しております。そのもとに作業部会というのがございまして、その作業部会というのは、課長で構成してま

して、13名で構成しております。またそのもとに、今回は3段階ということ、個別事案の検討チームということで、庁内の若手職員19人に参加していただきまして、このような形で3段階の検討の組織を経て、庁内では総合戦略を練り上げた。それに伴いまして市民の方、専門の方が構成されておりますまち・ひと・しごと創生会議、こちらのほうも設けてるということで、このような布陣、体制で、この総合戦略を約半年間で作り上げたというところがございまして、今、和地議員のほうでおっしゃいました、いろいろな「日本一子育てしやすいまちづくり」のこの現段階での総合戦略は、全庁的な力を持って作り上げたというふうに、私どもは自負しております。今後、この計画期間は5年間でございますので、当然、施策、事業の点検、検証をしていき、場合によっては事業のいろいろな見直し、場合によっては総合戦略の改定までということを行うたっておりますので、今後も今申し上げました組織等は体制を維持して、5年間の事業推進に努めてまいりたいという状況でございますので、現段階ではこの総合戦略にあらわれている事業が、私ども東大和市のほうで練り上げた事業ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） なかなかこういった議会の場で発言されるのは難しいということですが、私がイメージしたのは、例えばもう今、大分成功をおさめているうまかんべえ〜祭がありますけれども、あの中に若い親子の方が子供と一緒に遊べるようなコーナーをつくってみたいみたいな、そういう軽いという言い方はおかしいですけども、そんないろいろな事業を、子育てという視点で意識しながら考えている雰囲気は庁内にあるのかなというのを確認したかったんですね。

今、並木部長のほうに御答弁いただきました総合戦略というものは、既存のものと言ったら語弊があるかもしれませんが、毎回つくってるものですし、国の地方創生というもの、あとまち・ひと・しごとについても、これは国からのもので全国的に取り組まれている取り組みというふうには私は受けとめておりますので、そうではなくて例えば今回、「日本一子育てしやすいまちづくり」の実現を目指している尾崎市長に期待を込めて、また市長になってもらいたいと思った市民の方がたくさんいらっしゃると思うんですね。そういった上で、選挙を経た後、今これからの4年間に対するスタートを切ったわけですが、先ほどの総合戦略の体制、いろいろな3段階でやられているというのは十分理解しましたけれども、何か子育て日本一を目指すための新たな会議であったりとか、体制であったりとか、そういったものは実際にはあるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども申し上げましたが、庁内の検討をする組織というのは、継続していきたいというふうなのが一つございます。それで、先ほど申し上げました若手職員で構成しております個別事案の検討のチームでございますが、昨日も半日かけていろいろなことで論議を交わし、ハード面あるいはソフト面の事業ですね、若い職員の観点からいろいろ論議してもらってます。当然、全体的なアドバイザーも入った中で実施しております。今後も続けていく予定で、この個別事案チームの発表会も来年の2月に予定しております。そういったことを踏まえまして、この総合戦略をつくったから、これに沿って事業を進めていくというような計画ではなく、戦略でございますから、今後も先ほど申し上げましたように、施策、事業については常に見直しをしていこうという今までにない取り組みをいたしますので、その部分を庁内の体制、あるいは外部の会議等の御意見も踏まえながら、実施していきたいというのが考えでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 了解しました。

現状と、あとお考えについて順次、まずは確認させていただきたいので。先ほど市長答弁で、最初のほうで、

この「日本一子育てしやすいまちづくり」の目的というか、出生率の向上を図ろうとする考えを示したという御答弁あったと思いますけれども、この出生率というのは今住んでいらっしゃる市民の方の出生率ということを目指していらっしゃるのか、そこら辺、教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市の市民の方の出生率につきまして、平成25年度、1.4でしたので、この総合戦略の中では平成31年度の5年後の目標としまして1.6を目指すという考え方をとっているものでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） ちょっと質問と答弁が余りかみ合っていないような感じなんですけれども、私、聞きたかったのは、いわゆるうちの市でも歳入の大きな部分を市税が占めておりますが、市税、個人のところで、その納税者のメインである方は、いわゆる働いてる現役世代の方がメインになってくると思うんですけれども、その方たちが同数のまま出生率が上がって、子供たちがふえることはいいことなんですけれども、その子供たちにいいサービスを送るためには、またその財源が必要になるわけですよね。そうした場合、「日本一子育てしやすいまちづくり」に必要な、この新たな財源が必要になるとなった場合は、現役世代の人たちの流入を促す、転入を促す必要があると思うんですけれども、最近のデータでは東大和市では、いわゆるそういう現役世代の年代の方の転入が都内でもトップクラスだったというお話も聞いておりますが、じゃ何で東大和市がそういう現役世代の方に選ばれて転入いただいたのかという、その要因を市はどう考えていらっしゃいますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 総合戦略の中では、大きく人口減少を抑制するという考え方をとっております。一つの目標としまして「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指して出生率を上げていくという考え方でございます。また、それ以外、やっぱり市の魅力を高めまして転入者をふやす、転出を抑制するという考え方も中に入っております。ですので、先ほどの担税能力のある市民の方に転入してきてもらうというのは、やはり総合戦略の中でも一つの大きな位置づけとして捉えさせていただいているところでございます。

今御紹介にありましたように、東大和市は子育て世代の転入の方がかなり多いということで、人口ビジョンの中でも分析されているところでございます。大きな要因として捉えておりますのが、市の南部地域におきまして集合住宅が建設されているということで、その辺の西武線や多摩モノレールを使った交通の利便性、そして立川市に住むとかなりの住宅に費用がかかるというふうに思われておりまして、東大和市は比較的、若い世代に購入しやすいような金額の住宅があるんじゃないかというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 確かにそうなんだろうなというふうに思いますが、東大和市は、こういうまちだから住んでみたいという、いわゆる積極的な理由というよりも、今御答弁の中を、そうだなと普通に聞いてましたけど、ちょっと思うのが、手ごろな価格で住めるからという、本当はもしかしたらもっと違うところに住みたいけど、いろいろ自分の事情を考えると東大和市になったみたいなの、そんなふうにも捉えられるような御答弁に、私は印象を受けました。

日本一の子育てしやすいまちづくりというのは、当市だけではなく、全国的にやっております。じゃ、仮に日本一になったからといって、今勤めている職場から極端に離れたところまで転住される方もいると思いますけど、転居を。一般的には、自分の住んでいる生活圏であったり、通勤圏内という中で、そういうお家を買ってみたり、引っ越してみたりということをするのが現実的だと思うんですね。そういった意味で、同じような、都心から同じような条件の自治体であったり、もしくは近隣市っていうようなところで、東大和市はほ

かの自治体に対してどこが強みでどこが弱みなのかという分析であったり、もしくはここは勝っているから選ばれてもいいというような、もしくはどのぐらい、第何位でもいいんですけども、それはどのぐらいになっているのかというような、いわゆる分析のようなもの、強み、弱みとか、そういったものをしたことは他市と比較してあるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） この総合戦略の考え方も、転入者をふやすということもありまして、その大きな要因としましては、やっぱり住宅を購入してもらうというのが定住化の促進につながるというふうな考えているところでございます。また先ほど御紹介がありましたように、通勤圏内ということで等距離の自治体と東大和市の位置みたいな形で、その比較の中で選ばれる、自治体として選ばれるということも重要であるというふうな認識しているところでございます。ただ、今お話ありましたその等距離の自治体間で、施策を比較したことがあるかということだと、正確な分析まではしていないところでございます。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 分析をしたことないということは、当市の強み、弱みみたいなところも1回、棚卸しをして、じゃどこを強化していこうか、どこを補っていこうかみたいな分析もされていないというふうに理解をさせていただきました。

先ほどの御答弁の中で、市民の意識調査の結果を披露していただいたと思うんですけども、今後さらに東大和市で子供を産み育てたいと思う、要するに市民意識調査ですから、もう既に東大和市に住んでらっしゃって、東大和市をよく知ってらっしゃる方がどう思っているかっていう回答の数字が答弁で披露されてましたけれども、就学児のいる御家庭というか、市民の方が、今後、東大和市で子供を産み育てたいと思わない方が55.5%もいらっしゃったって数字があったんですけども、未就学児の方よりも就学児になってからのほうが、育てたいと思わなくなってしまうという理由の分析はしてらっしゃるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今御質問いただいたのは、平成25年度に実施いたしました子ども・子育て支援ニーズ調査報告書、こちらでございますが、それによりますと、今後さらに東大和市で子供を産み育てたいと思えますかという質問に対しまして、就学児の保護者の方につきましては、思わない方が55.5%という数字が出ております。この調査報告書では、満足度と今後の子育ての意向の関係性について、東大和市での継続的な居住には子育て施策が重要になりますが、満足度を高めると東大和市に住み続ける方が多くなることがあらわれていますというふうに、このように分析されておりますので、本調査の自由回答として、合計805件いただいております東大和市における子育て制度や支援についての考え、希望、要望、こちらの内容を今後十分精査して、着実に実現していくことによって満足度が高まりまして、東大和市で子供を産み育てていきたいと思ってくれる市民をふやすことができるものと考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 今分析が、満足が高くなれば住み続けると、まさにそのとおりで、分析というほどのものかなとも思いますが、まずは東大和に住んでいらっしゃる方が住み続けたいと思わなければ、転入していただけない、口コミというものもありますし——と思うんですね。

就学児をお持ちの市民の方のほうが満足度が下がるということで、ちょっと学校のことを確認したいと思うんですけども、文部科学省が発表している全国の小中学校の在学数のうち、私立の小学校に行っている子、私立の中学校に行っている子の数字が、文科省、発表されているんですけども、小学校、いわゆる校区内の公立の小学校ではなく私立の小学校に行っているお子さんの数は全体の1%、中学校に至っては7%という数

字になっております。これについては、保護者の方のお考えであったり、経済的な背景であったりいろいろな要因はあると思いますが、3・11のああいふ大きな災害が起こってからは、できれば電車に乗って遠くの地域に小さい子供を通学させると何かあったときに大変だから、公立の学校がいい教育環境であれば、公立の学校に入れたほうが安心だという考え方の傾向が強まっているということもあるんですね。そういったことを考えた場合、東大和市で公立学校、いわゆる校区の中の小中学校に行かないお子さんの比率というのは、全国、小学校、1%、中学校、7%に対してどのような数字になっているのでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 進学率のことについてでございます。現在の小学校1年生の数値でございますと、私立小学校のほうに行っているパーセントは2.2%、そして現在の中学校1年生のデータでございますと、私立中学校に行っているデータは8.8%という数字が出てございます。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** 全国の小学校は約倍以上ですね。中学校については1.8%多いという数字になっておりますけれども、これは一概に何が原因だというふうには乱暴に言えない数字だと思いますけれども、公立の小学校、地元でいっぱいお友達もできますし、公立のメリットというものも十分、私はあると思うんですけれども、その中で公立に費用もかかり、通学する距離も遠いというながらも、私立の小中学校に行かれる方が全国平均よりも多いという実態のようです。

それで、先日、配られました平成27年度の東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書を見させていただきました。その中で、学習意欲向上の施策の充実、学校施設の安全確保、英語教育の充実、教育ボランティア活動の充実に関していろいろな取り組みがされていたようではございますけれども、東大和市独自、例えば小中一貫というのはもう全国でも取り組まれてることですので、東大和市ならではのものではないと思います。そうではなくて、東大和市独自のそういった取り組み、教育に関する取り組みがありましたら教えてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 東大和市で独自色を出していると認識してるものにつきましては、学習意欲の向上の施策では教育の日やまとの実施がございまして。また教員の研修の部門でございますけれども、教育管理職を対象にした経営塾やまとの実施が挙げられます。また子供に直接かかわる事業といたしましては、東大和市にございまして郷土博物館などの社会教育の機関、あるいは職員との連携をした事業の実施があります。また、ここで実施しておりますのは中学生の補習教室ということで、やまとつくんとつくん塾の事業展開がございまして。

次に、学校施設の安全確保ということでございまして、この中では一つ挙げるとすれば、東大和市の新学校給食センターの建設事業が挙げられるかと思っております。

次に、英語教育でございますが、中学生のアメリカン・サマーキャンプが挙げられます。

最後の教育ボランティアの活動でございますけれども、盛んではございますけれども、特に市独自のという点では挙げるものは見当たりません。

以上でございます。

○**15番（和地仁美君）** いろいろと挙げていただいて、東大和市ならではのだと思ったものもありますし、アメリカン・サマーキャンプなどは3市合同でやっておりますので、東大和市ならではのではなく、東大和市が後から入れていただいたという状況だというふうには認識しておりますので、ちょっと違うかなと思います。

今給食センターのことを挙げていただきましたけれども、先ほどの報告書の中で、健康教育の充実という欄

がありまして、その中で児童・生徒への食に関する指導というものがあって、給食などを中心にして食の重要性や地場野菜のことなどについて学ぶという取り組みが紹介されてましたが、市内の小中学校全校の実施回数を見たらゼロのところもありますし、数回やってるところもあるという、そういうばらつきがありました。東大和市の一つの魅力としては、やはり自宅のそばにまだ農地もありますし、自然が豊かだということもありますので、こういった食育というところに対しては、都心のビルばかりあるような区部よりも、非常に有利な部分ではないかなと思うんですけども、この食、健康教育の充実というところに対して、市全体の取り組みが余りにも学校によって差があります。

先日、決算特別委員会でも質問させていただきましたが、小学校5年生のいわゆる修学旅行といいますかね、体験のそのあれも、実施状況がばらつきがあるということを取り上げさせていただきましたけれども、どうしてこのように、同じ市内の中で市の教育の大きな方針として挙げられているにもかかわらず、学校によって実施、実施しないというようなばらつきが出てしまうのか、今後この状況をどのように変えていくか、お考えがあれば教えてください。

○給食課長（梶川義夫君） 児童・生徒への食に関する指導におきまして、学校間で差があるという点でございますが、平成26年度については年度途中で栄養士に欠員が生じまして、このことから学校給食の安定供給に支障を来さないよう、万全な体制をもって臨む必要がございましたことから、学校の御要望にお応えできなかったことがあります。

また地場野菜における食育の指導についてでございますが、平成26年度も地場野菜を取り上げて行っております。その中では、地元で地場野菜のとれた畑を地図等で児童・生徒に御紹介しまして、親しみを持ってもらい、農家の方に感謝して給食を食べてもらうということも目的の一つとして行っております。今後も地場野菜の一層の活用に取り組むとともに、児童・生徒への食育の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 栄養士さんの欠員が出たということで、学校の希望に応えられなかった部分もあるという御答弁だったと思いますが、今回のこの食育の事業に関しては、そのような人力的などうか、予期せぬ欠員というのか、そういった事情でできなかったというのはわかるんですけども、よく教育の——教育問題とか学校の件になりますと、校長の学校経営の権限に任せているのでという御答弁をよく聞くんですね。東大和市の場合は、学校選択制はとってませんので、市内のどこの学校に行っても一定水準の東大和市ならではの言い方をすればいいんでしょうか、教育を受けられるようにしなければいけないというところで、各校長先生、5年生の体験事業についてもそうですけども、校長がやりたければやる、校長がかわったらやらなくなるかもしれないってなった場合に、まずやってる学校、やっていない学校に校区が、自分が住んでいる校区によって体験できることが変わってくるということがあると思うんですけど、細かいことでいえばいろいろあると思いますが、東大和市の学校に通ったからには、こういう水準の教育を受けられるというようなところは、市はどこまでコントロールしているのか、できるのかということについて教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教育委員会では、新年度が始まる前に、各学校のほうに教育委員会の基本方針であったりとか、または主要施策というものを示しております。各校の校長先生は、それをごらんになって、学校経営方針を立てていくというような形をとっております。ですので、基本的には東大和市内のどこの学校に通ったとしても、その教育に対する方向性とか、または取り組みについては、ある程度、同様の形をとれるのかなというふうには認識をしております。今現在進めている例えば小中一貫教育のことにつきましても、例

えば今、全ての学校でわかりやすい授業をやっているということ、目当てを持って、そして学び合いをし、振り返りをするという授業のスタイルも、こうやってやっていることを全校で確認をして、子供たちが一定の水準の教育を受けられるように今取り組みを進めているところです。その上で、各学校の児童や生徒の実態、それから地域のやはり実態というものもございまして、そのような状況を鑑みまして校長のほうが経営方針というところで、独自の取り組みというようなものも進めていくという形になります。そんなところで、特色ある教育活動というふうなところで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（和田仁美君） 公立の学校ですので、どこまで求めるかということと、あと基本的には絶対、子供たちに身につけさせなければならぬ学力であったり、そういうところは徹底するっていうものは十分わかるんですけども、通った学校によってできる体験とか、いい刺激を受けるとかで、最近、学力の向上のことも今議会でもいろいろな議員の方、取り上げてますけれども、学ぶきっかけとして知るということであったり、興味を持つということがあつたりすると思うんですね。そういうような機会を与えるということに対して、通った学校によって違うというのは、私はちょっと東大和市全体としてはどうなのかなというふうに思います。

東京都内の自治体などでも、例えば有名になったよのなか科という、その区内の学校では、その区で独自の授業の科目を設けてやっていたりとか、最近ですと英語教育、いっぱいいろんな自治体やってますけど、逆行ではないですけども、英語の前にまず日本語の正しい日本語、そして日本語の美しさを知ろうというふうにして、日本語科っていう授業を週に1回、全区内の学校で取り組んでいるという、その区ならではの独自の授業というものを確立してる自治体もあります。それがいいとか悪いとかではないんですけども、その区に行ったからできること、そのまちに住んだからできることというようなことで考えると、ちょっと東大和市の公立の学校は、基本的な土台をしっかりとっていう意味かもしれないし、地味、派手さはないけれども、しっかりとという言い方かもしれないけれども、なかなか転入してきて選んでいただくという部分については、ちょっと弱いのかなというのが私の感想です。

今いろいろな学校のことであったり、子育てのことをいろいろ聞いてきましたけれども、全国的に見ても子育て施策について、非常に注目をされてる自治体というのがあると思います。東大和市が、ここいろいろやってるなどか、見習うことがあるなっていうふうに思って、ベンチマークしているような自治体がありましたら、教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 子育て施策として、ベンチマークとしている自治体はありますかということですが、特にベンチマークということではないんですが、子育てしやすいまちといたしまして、比較をされる自治体といたしまして、よく流山市が取り上げられております。

流山市は、昭和42年に市制を施行いたしまして、水と緑の豊かな自然が息づく環境があり、交通網の発展により都心への近郊圏といたしまして発展をいたしました。当市の環境にもよく似た生活文化都市であるというところから、よくホームページなどでチェックをさせていただいております。流山市では、市のホームページで「母になるなら、父になるなら流山市」と子育てしやすいまちのイメージを強く打ち出しまして、子育て世代の増加に成功した自治体だと思っております。当市におきましては、日本一子育てしやすいまちを目指しておりますので、流山市は一つの成功事例としておりますが、東大和市といたしましては、「これぞ東大和市」と言える施策を展開していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 「これぞ東大和市」という言葉は、余り私はもう真つすぐ受けとめられない感じなんですけれども。流山はとっても話題になっておりますし、いろいろ先進的な取り組みをされてるということは、前議会でもほかの議員の方が流山の例を取り上げてらっしゃってますし、いろいろなところで取り上げられているのは私もわかっているところなんですけれども、その自治体が取り組んでいる、いわゆる今の流山さんが取り組んでることをホームページでちょこちょこ見ていらっしゃるという話でしたが、流山市さんができて、東大和市で取り組めていないもの、もしくは今後やってみたいな——それは言えないんですね。取り組めていないものが、事業がありましたら教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 両市を比較いたしました事業でございますが、ホームページを見て流山市と比較をさせていただきました。

当市において実施をしていない事業といたしましては、駅前送迎ステーション事業、あとお子さんを夜間までお預かりするトワイライトステイ事業、あとはチャイルドシートの貸し出し事業などがございました。

東大和市のほうで行われている事業といたしましては、乳幼児医療費助成制度におきましては、流山市では入院や外来の受診時には一部負担金がございますが、当市では負担がなく全額無料で受診をしていただけるという施策がございました。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） できてること、できてないこと、両方の市でいろいろあると思います。例えば病児の送迎サービスなんかは、東大和市は非常に先進的に取り組んでいて、やはり子育て世代の方からは注目をされたよいサービスだと思いますし、今の入院、外来の乳幼児の件についても、東大和市は無料だけれども、流山市は自己負担を少額ですけれども、してもらおうというような、いろいろ一長一短だと思うんですけれども、流山市と東大和市で、じゃ比較した場合の一番大きな違い、取り組み方ですかね。できてることとできてないこと、その子育て支援だけではなくて、何が一番違うのかなというふうに思ってますか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 両市で比較をして、できることとできないことについてでございますが、事業については前、お話したとおりでございます。ただ流山市は、子育て世代が転入をしてくるための施策をつくる組織がございまして、マーケティング課や誘致推進課などがございます。そこで市の知名度アップ、市のブランド化の推進、市外への積極的なPRをしております。また、都市間競争を意識して、子育て中の世帯の定住化を促進していることにより、シティセールスの成功を上げたというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 私も本当にそのように思っているんですけれども、流山市さんと当市を比較して、できていること、できていないことというのは、実際の一つ一つの事業ではなくて、やはり戦略だと思うんですね。戦略もしくは取り組み方だと思うんですけれども、そもそも最初の市長答弁を聞いていても、少子高齢化であったり、人口減少という問題を解決するために、現役世代の方の定住を促していったり、転入をしていただいたり、子供の数をふやしたいということだと思うんですね。その手段が、「日本一子育てしやすいまちづくり」であって、手段と目標がこんがらがっちゃっているんで、いろいろなことがおかしく——おかしくはなってますけれども、効率的、効果的にいかないんじゃないのかなというふうに、私は思ってる施策を見ます。

それで、流山市さんについては、目標はもっとざくっとしてるというか、目標は定住人口の増加、そして憧れのまち流山市と思われるようなまちをつくるっていうふうにまず目標を掲げて、それで流山に住んでいる方

には住み続けたいまち、市外の人には訪れたいまち、住んでみたいまちというふうに設定してるわけですよ。それで長寿社会を支える子育て世代、言ってしまうと納税をしていただけるような世代の方にターゲットを絞って、その方たちが憧れ、住んでみたいと思われるようなまちにするための施策の一つが子育てなんです。そこを東大和市は、日本一子育てしやすいまちを目指しているんですけども、じゃ子育てしやすいって感じるの誰ですかというふうには私は思うんですよ。

先ほど若手の19名の個別事業をいろいろもむ組織、グループができたというふうにありますけれども、子育てしやすいというふうに思ってもらいたい人の話を聞いたり、リサーチをしたり、モニタリングをしなければ、勝手にこちらが子育てしやすいでしょうっていうものやっても、受け入れられるかどうかわからないんですけども、実際に子育てをしている人や、市外の人で東大和市、これから住宅を構えようと思っている世代の方たちに、どんなまちに住みたいですかみたいなことをヒアリングをしたり、調査をしたり、分析をしたりしたことはあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 分析ということは直接はございませんけれども、先ほど和地議員がおっしゃった誰が子育てしやすい、そう思うのかというところですが、もちろん市民ですけども、今、和地議員が流山市の引用していただいた、子育て世代でこれから定住を考えてる方に、子育てしやすいと思ってもらえるのが、人口がふえるのかなというふうに思うところでございます。

それから、実際に子育てをしている人の意見を聞くような取り組みでございますけれども、子ども・子育て支援会議というのを、計画をつくるに当たって、また立ち上げたところでございまして、現在はその進行管理を行ってるということでございまして、そこの中の公募の市民の方というのは、現在子育てをしている保育園にお子さんを預けている方、幼稚園にお子さんを預けている方、それから御自分で育児をされてる方という代表の方もいらっしゃいますので、その方たちは御自分の意見だけではなくて、周りの保護者の方の意見を背負って、その会議の中に来ていただいて、御意見なり、今皆様が考えてるようなことも述べていただいているところでございます。その子育ての計画の中では、進行管理をすることと、5年間のうちでそぐわないものがあれば計画の変更ですか、それもうたわれておりますので、そこでいろいろなところも御意見いただけるのではないかなというところがございまして、やはり先ほど平成25年度に行ったニーズ調査というものは、やっぱりやらないと全体的な意向は見えてこないんじゃないかなというところでございます。

あと意見を聞くといいますか、客観的には新聞社とか雑誌社の調査なんかも一つの指標、参考になるのかなというところでございまして、ちょうどこの和地議員から質問を受けた後、今週の日曜日でございますけれども、11月29日の日曜日に日経新聞と日経DUALで行った調査が、ちょうど報告をされているところがございまして、共稼ぎの世帯で子育てしやすいまちの東京のランキングが出ておりまして、1位は荒川区で、その後塵を拝したんですけども、5位にランキングされたというところがございまして、こういうところを市外のそのように定住地とかを考えてる方の目にも触れるというところがございまして、この辺は独自の調査であったと思うんですけども、PRできていくような施策をつくっていくということであれば、そのような評価は聞けるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○15番（和地仁美君） 日経DUALさん、もしくは東洋経済さんといったところで調査をかけて、比較的東大和市は大体5、6位とか、そこら辺に位置づけていて、いい位置だということは十分理解しています。ただ、その指標は、犯罪率であったり人口1人当たりの公園の面積であったり、いわゆる施策的な部分というもの

は医療費ぐらいでしたかね、何かそのような感じのような感じがしますので、それを環境が非常に功を奏しているというふうには私は思っています。

一方で、客観的なという意味でいいますと、インターネットのいわゆる住宅サイトとさえいっていいんでしょうかね、不動産サイトで、子育てしやすいまちを選ぶポイントであったり、何々線沿線のこの自治体は、こういう子育て支援、学校教育があるよという紹介があつてるところを、サイトがありますけれども、その中で東大和は多摩湖があつて自然がいっぱいですということは非常に載ってるんですけども、市がこういう取り組みをしていますって、ほかの市は結構書いてあるんですけども、なかなかそれがなくて、今回、病児の送迎などもありましたので、そういうものは積極的に新聞や雑誌が公表してくれる前に、こちらからそういう場所を捉えて、ぜひこれを載せてもらいたいというような取り組みもされてはいいんじゃないかなと思います。

そういった意味でいうと、知ってもらおうとか、もしくは住んでる人も自分のまちがいい順位だと何か気分がよくなりますよね。住んでよかった、間違ってたかったというふうになると思うんですよね。そういった中で、先ほど流山市さんがやっているシティセールスやプロモーションですね、そういったものの体制というものについて、いろいろと東京の市長会のほうでも、「多摩地域におけるシティプロモーションについて」というものが冊子でまとめられてまして、平成26年の2月に発表されてますが、その最初のところに、多くの人に我がまちを知ってもらい、その魅力を広く理解してもらうためにはどうしたらよいか。都市間競争を勝ち抜き、ほかに埋没することなく、選ばれるまちとなるにはどうしたらよいかを主題として、いろいろな調査や研究、取り組みの紹介がされてます。その中で2013年時点でも、全国でいわゆるシティセールス、都市ブランド、マーケティング、いろいろと自治体によって課の名前や部の名前、違いますけれども、そういった一つの組織をしっかりと位置づけて取り組んでいるところが、2013年でもう57自治体あつて、東京でいいますと町田市、足立区、福生市というところがそういう取り組みをされてるようですが、この多摩地域におけるシティプロモーションの市長会からの報告書については、庁内では共有されてるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東京都市長会の出しております「多摩地域におけるシティプロモーションについて」というものでございますけれども、市長会のほうからの報告書という形で、市長会の席上に配布されているというふうに聞いておまして、それが庁内、合議という形で共有をされているような状況です。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） それは、共有というのは、それがあつたよという情報がいつてるのか配られたのか、皆さん、ある一定以上の方がこれを読んで意見交換までをしたのか、その共有のレベルを教えてくださいんですけど。

○企画財政部参事（田代雄己君） 冊数に限りがあつたというふうに思っておりまして、それを回覧というか、合議ですので、それぞれのその対象の方に、その冊子が行くわけですね。それで、個人個人が中をのぞいてるというような状況を考えております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） この市長会がまとめたものというのは、まさしくこの多摩地域をどうやって維持、発展させていくかということの取り組みを、どうやって考えていくかということが系統立てて書いてあつたというふうに思うんですけども、これ各職員の方が読んで終わってしまうのと、読んだ後、じゃうちの市って、これと照らし合わせてどうしていいかみたいな、すぐに実現化しなくても意見をすり合わせていたり、今後何かあつたときの気づきをここで一旦ストックしておこうねみたいな、そういう場を私は持つべき、持たなけ

れば、ただ読んで、ああそうなんだっていうんで終わってしまうと思うんですけど、そういった場を持つというか、持ったというか、もしくは持つって言えるのは誰なのかっていうのを教えていただきたいんですけども。

○企画財政部参事（田代雄己君） 先ほども御紹介ありましたが、流山市でございましたシティプロモーションという感じですけども、あそこもマーケティング課がありまして、私もちょっとお話を聞いたんですけども、6名ぐらいの職員がその課に属しておりまして、3人の方が外部登用ということですね。そして2人が固有の職員、そしてもう1人が非常勤の方というふうに聞いていましたね。そういう体制をとって、あれだけのお仕事をされているというふうに聞いております。そういう中でも、きちんと戦略を持って、要は対象を決めたり、市の強みを決めて、そして手段も決めていくというようなことが重要だということも聞いております。先ほど市長会にありましたシティプロモーションの冊子につきましても、そういうような形でそれぞれの市において、ちゃんと強みを確認して、事業展開するというのもございますので、その辺は参考にしながらやっていく必要があるかなと思っております。現時点では、それを共有という形では庁内していませんけども、私ども企画財政部のほうで、次に今度、「日本一子育てしやすいまちづくり」、あるいはこの総合戦略における人口抑制という大きな課題がありますので、それに向けてどのような取り組みをしていくかということ、具体的に検討していく必要があると思っておりますので、そこは企画財政部が中心に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（和地仁美君） 企画財政部のほうで、いろいろこれから考えていくと。先ほど前の再質問のところで、市の強み、弱みを分析しましたかって、それはしていないという初歩的な、どこが強みで、どこが弱みで、強みを伸ばすという戦略もありますし、弱みを平均点まで上げて総合点を上げるという、学校でもそうですね、どこが自分の強みなのか弱み、苦手分野はどこなのかというのをまず知るところから日本一を目指す第一歩が始まるんじゃないかなというふうに思います。どこぐらいの位置にいて、どうなのかなという、そういう取り組みの設計図というか、どういうロードマップで行くのが、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指しますと言ってから、余り今までの間、約半年以上たっていますけれども、そういうものを感じる場面が非常に少ないですし、庁内がそういう感じで動いているなというふうにも実感するような空気もないまま、もしかしたらこのまま1年がたっしまい、来年度の予算からは「日本一子育てしやすいまちづくり」というものが大きく反映されるのかなと思って、私は期待して見えますので、それで尾崎市長に再選してほしいと思っている市民の方がいっぱいいらっしゃると思いますから、そこら辺を、やはり市民がそれを市が目指しているんだなと実感できるような広報の仕方、PRの仕方というそういった技術的なものもあると思いますし、実際そうになっているというものをきちんと確立していただければなというふうに思います。

もう最後にさせていただきたいと思うんですけども、最初に言ったように日本一子育てをしやすいとか、ひと・まち・しごと、それから地方創生、それは全国の自治体が行っているものですので、この状況を考えたときに、2005年に出版された「ブルー・オーシャン戦略」という本を、私、思い出しました。これは競争力の激しい血と血で争いながら、みんなが競争しているのは逆のレッド・オーシャン、要するに非常に競争が激しい市場を勝ち抜くということばかりに流されなくて、誰も気づいていないような悠々と泳げるこのブルー・オーシャンは、自分の組織の中、もしくは自分のやってることの中に、そういうところはないかというのを探して、そこを伸ばすという、そういう理論を欧州経営大学院の教授の方が書いたのがありました。子育て

支援であったり、人口をふやす、そういったいろいろな社会的な問題は、もう全国的なので皆さんやってらっしゃいますから、先ほど東大和の強みを1回見つけて、市場はとつても激しいところでも、戦略としてうちならではのものというものを1回見詰めて、そこを伸ばしていくというようなことをできるようにされてはいかがかなというふうに、私の意見を述べさせていただきます。そのためには、組織編成を変えるとか、新たな部署をつくるとか、しっかり戦える組織体制にするということも視野に入れてやられてはいかがかなというのが1点。

あともう一つは、もう言うことで洗脳ではないですけど、子育て日本一だということを口酸っぱくいろんな場面で意識したり言ったりしていただきたいというふうに思います。市長のかわりにいろんな行事に副市長いられちゃいますと、挨拶の最後に必ずおっしゃってますよね。「私たちは日本一子育てしやすいまちづくりを目指してますので、どうぞ市民の皆さん、御協力お願いします。」、それを言い続けることで、実現をすることのパワーにもなるというふうに私は思ってますので、ああそうなんだなというふうに1点、思います。

あともう一つ、市長もいろいろお忙しくて、きのうはちょっと間違っちゃったのかなと思って、ちょっと残念に思ったことは、ほかの議員の方の車椅子のトイレの御質問の中で、ユニバーサルデザインは非常にまちづくりには大切だという御答弁を市長されてまして、そうだそうだと思って聞いてまして、そうだね、子育てするにはベビーカーに優しいまちは、車椅子にも優しいまちだなと思って聞いていたら、観光のためにもユニバーサルデザインは必要だというふうに、やっぱりずっと長年やられてたので、その流れの中で思わず言ってしまったのかもしれませんが、そういう場面でもぜひ、日本一を目指してるわけですから、ベビーカーに優しいし、観光にもいいんだという、その一言を言っていただけたら、私はとつてもきょうの質問の前に安心できたかなというふうに思いますが、今までの「日本一子育てしやすいまちづくり」は、決して悪い施策でもないと思います、非常にいいと思います。ただ、今の現状の中で、本当に日本一、私は日本一じゃなくても、この地域で1番でいいと思いますけれども、そこを目指せるのかなというふうなことをいろいろと現状確認させていただきました。

最後に、この政策を1丁目1番地に掲げて頑張っていられちゃいます市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと聞かさせていただきました。楽しく聞かさせていただきました、ありがとうございました。

子育てということで、日本一を目指すんだということで、政策の一つとして上げているわけですが、先ほど財政のことを考えずに、好きなことを思ったらというんですけど、好きなことを思いたくても先立つものがないとどうしても限界があるかなというふうに思ってます。だから、どこからお金を稼いでくるかということも、大きな子育てというかね、あるかなというふうに思っています。

流山市がシティプロモーションということで、いろんなことでやって、特に子育てに特化してやってるのは存じ上げてます。ただ、私どものほう、私としては先ほど言ったように財政的な問題も非常に考えなきゃいけないということなんで、これだというふうなね。例えば子育てということで保育園とか幼稚園とかいろいろとありますけど、その保育料につきましても、多い自治体は5万円から月に出していると。少ないところは1万ちょこちょこということで、その差というのは一体何なんだろうというふうには思うわけでありまして。ですから、私どものほう、東大和市ではなかなかそういうところまでは無理だろうというふうには。もう少し民間でいう、具体的に言えば特徴あるニッチな市場を狙っていくというふうなところかなというふうには思っています。やはりどうしても子育てで、これはもう絶対必要なんだ、お金が物すごくかかるというところもある

と思いますけども、ただし必要なだけ、余り対象者も少ないし、でもこれがあるとその少ない人たちにとっては物すごく助かるんだというそういうところが当然あるわけで、だからそういうところをしっかりと光を当て、要するに大勢の人が必要だというのは確かにそのとおりだというふうに思いますけど、そのためには莫大な財源が必要になるということになりますので、東大和市で、じゃどこまでそれができるかということを考えなきゃいけないというふうに思いますし、ですから東大和市へ来ると、こういうところについてはすごいんだという、ニッチという言い方は語弊あるかもしれないです。ただ、そういうふうなところもしっかりと拾っていくというか、力を入れてく必要があるかなというふうには思っています。また、そういうところは意外と取り残されちゃってるというかね。ただし、逆に御本人から見ると、それが100%なわけですね。こちらから見ると数%かもしれないけど、反対側から見ると100%だということなんで、そういうところも少ししっかりやってかなきゃいけないなというふうには思っています。

それで、先ほど計画の見直し等を含めて、先ほど企財部長が今回の戦略については計画を途中で合わせて変えるということもあるんだというふうなお話をしましたけども、東大和市ではいろんな計画がありますけど、企財部長がそういうふうに変えることもあるんだというのは、なかなか今まで言ったことはないんじゃないかなというふうには思っています。そのくらい柔軟な発想を持ってやってかないと、今回の子育てもそうですし、その戦略というのは絶対にうまくいかないだろうというふうには思っています。

それからもう一つは、組織をというね、それと人材の問題ということで、それについてはシティプロモーションという意味では専用のというか、専門のというふうな場所をつくるという考え方は持っています。ただ、広報というね、広い意味での広報という意味になるのかなというふうには思いますけども、そのためにじゃ、どれだけの人間をとということ、その必要性。必要性というのは、あるんだけど、今、市にいる職員の中でそれを対応するかという難しいのかなというふうには思っています。やっぱりそこはプロと言われる人たちを引っ張ってきて、任期つきとかいろんな採用の仕方ありますけど、そういう人間が必要になるかなというふうには思っています。

また、今までは東大和は結構恵まれたところで、先ほど言った南側のほうに若い人が大勢来るような環境があったということがありますが、これからはだんだんだんだんそういう環境はもうなくなってくると。建てる場所もないですし、いろんなことで。そうしますと、やっぱり市全体、今まではそういうふうなことで余裕があったのかなと。それに追っかけるために保育園だとか、新築したり増築したりということで手当をして何とかやってきてますけど、これからは今度は今までのそのものを、持ってたものをさらにレベルアップしていくというかね、そういうふうな政策をしていくということが必要かなというふうには思っています。そのために子育てををするというふうに、妊娠、出産、そして子育てまでをうまくカバーできるような、そういう体制をこれからつくっていかなきゃいけない。そのためには、やはり専門の人が必要になることは間違いないというふうには思っています。その人を採用するに当たっても、どういうふうな形でって非常に悩むところなんです。

それともう一つは、東大和市、特に特徴がなくというふうなところもあるわけですけど、自然、多摩湖と、それからもう一つは、私はもうこれだけは思いをいつも入れてやってんですけど、変電所だと、これは世界に誇れるのではないかと。少なくとも東京や日本には誇ってもいいんじゃないかというくらいのすばらしいものだというふうに思っています。そして、いろんなものがございまして、今言った財源の問題だとか、そういうふうなことを考えていきますと、これからどういうふうな形でやっていく必要があるかなというふう

には思いますけども、特に子育てだから子育てだけだという考え方はおかしいというふうな考え方は持ってます。当然そこが住みやすいということなわけですから、当然子育てに対する施策を入れてけば、そういう世帯については住みやすくなるというかね、魅力を感じる人が出るかもしれませんが、やっぱり高齢の人だとか障害のある人だとか、いろんな人がいるわけですから、そういう人たちがひっくるめて住みやすいまちという形にならないと、特定の人だけという形にならないと、ひっくるめて住みやすいというそういうまちにならないとだめなのかなというふうに思っています。ですから、東大和は人と自然が調和したまちというのは、そういうまちなんだろうというふうに思います。

そして、東大和にはそういうふうなことをできる可能性があるというふうに私自身は思っています。中学生が学校を挨拶の響き渡る学校にしたいって言いましたけども、私はこのまちを、笑顔にあふれ挨拶が響き渡るまちが、人と自然の調和したまちではないかというふうに思っています、具体的に言えば。そういうふうにするためには、やっぱりいろんな世代の人たちがともに協力し合いながらやっていく。だから、子育てについても、市もそうですけども、それ以外に高齢の方だとか、いろんな方がおいでになるわけですから、そういう方々とどうつながっていけるかと。これからいろいろと課題はたくさんあるかというふうに思いますけど、ただ東大和市にはそれだけの職員、あるいは市民を含めてマンパワーあるだろうという、こっちのほうはないんですけども、マンパワーあるだろうというふうに思ってますので、そういう方と一緒に頑張っていきたいなというふうには思っていますし、またそういうまちはつくれるだろうというふうに思っています。

以上です。

○15番（和地仁美君） ありがとうございます。

市長がおっしゃってたのは、東大和市、非常に高いポテンシャルがあるということだと思います。先ほどおっしゃってた人口がふえることに追いかけるように、幼稚園をふやしたり学校の校舎を増築したりとかやりますけれども、これからはサービス内容であったり、まちのイメージであったりということ、追いかけるのではなく、人口を追いかけるのではなく、人口をリードしていくというようなところにシフトをしていかないと、先ほど市長も認識されていたように、今までは自然と人口がふえていたというような状況は、キープできないのではないのかなと思います。

あと1つ、財源の話をしてたと思いますが、鶏、卵でして、納税をしていただいたりする方が懂れて、いまちなのと、またロコミもあって、そういった層の方が住んでいただけるような施策を打てば、後から財源がついてくるのかもしれませんが、あとは結構、私自身も女性ですので、そのイメージという部分でも、住んでよかったという部分がありますので、そのイメージという部分が、どういうところが若い世代の方に響くのかというような視点も持っていただけるといいんじゃないかなと。そして、皆さんが住みたいまちになれば地価も上がりますので固都税も上がりますし、いろいろな好循環を生む、最初のどこで覚悟を決めて財源を投入できるのかというような、大きな転換というものも一応視野に入れていただけたらと思います。

ちなみに、流山市のマーケティング部は、年間予算活動費2,000万円ちょっとらしいですので、検討の余地はあるのではないかと考えております。

ぜひ、これから未来は輝くような、明るい発展するまちにしていきたいという希望を込めて、私の一般質問をここで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、関田 貢議員を指名いたします。

[8番 関田 貢君 登壇]

○8番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、8番、関田 貢です。平成27年第4回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、1として、健康都市宣言についてお伺いいたします。

健康は、全ての市民が豊かで充実した人生を送るための基本です。少子高齢化が進行している今日、生涯を通じて生きがいとゆとりを持ち生活をしていくためにも、健康づくりは重要となっております。厚生労働省の発表によると、2014年の日本人の平均寿命が、女性86.83、男性は80.50歳で、いずれも過去最高を更新したと発表されておりました。

人生80年代時代を迎え、健康は市民一人一人が自分の健康は自分で守り、つくるという自覚のもとに、日常生活の中で栄養、運動、休養の調和のとれた健康づくりに取り組める環境づくりを進め、いつまでも元気でいられるように、また市民を寝たきりにさせないまちづくりをするために、東大和市としてふさわしい健康宣言の実現に向けてお伺いいたします。

①実現できるように研究してまいりたいと平成26年第4回定例会で答弁がありました。今日までの検討内容についてお伺いいたします。

②東大和市の健康都市宣言の実施についてお伺いいたします。

2として、交通問題であります。

①東大和市駅前については、都市計画道路東大和清水線ができ、また東京都事業で交差点すいすいプラン改良事業が完成され、駅前交差点を市民が利用しやすい環境づくりについてお伺いいたします。

アとして、スクランブル交差点に改善できないかをお尋ねいたします。

イとして、駅前ロータリーの東側と西側のところの歩道用信号機の設置についてお伺いいたします。

②新堀3丁目の都市計画道路の中間地点（アップルウェイ東大和前）への信号機設置についてお伺いいたします。

3番として、福祉問題についてお伺いします。

東大和市は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口により、人口年齢構成を見ると0歳から14歳の年少人口は1万1,721人で、総人口の13.7%、15歳から64歳の生産年齢人口は5万3,186人で、総人口の62.4%。また65歳以上の高齢人口は2万390人で、総人口約24%を占めております。また市の第1号被保険者、65歳以上の総人口は、平成26年度3月31日現在で2万640人、要介護認定者総数は3,094人で認定率は15%ですと発表されております。福祉政策で東大和市の特徴的な政策についてお伺いいたします。

①当市の高齢社会をどのように見通しされているのかお伺いいたします。

②介護予防事業の効果についてお伺いします。

アとして、介護認定の状況についてお伺いいたします。

イとして、今後、市が重点的に行う事業についてお伺いいたします。

以上、質問いたしました。再質問につきましては、自席よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔8 番 関田 貢君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、健康都市宣言に関する検討内容についてであります。既に健康都市宣言を実施しています他市の情報収集に努めるとともに、健康増進計画等との連動を調査研究しているところであります。

次に、健康都市宣言の実施についてであります。市では東大和市健康増進計画で示しました健康づくりの具体的な取り組みを、市民の皆様を初め地域、企業など関係団体と共有、連携し、継続的に進めていく中で、健康都市宣言への機運醸成に向けた事業展開の方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和市駅前の交差点をスクランブル形式にすることについてであります。東大和市駅前交差点につきましては、平成24年1月から歩車分離式の信号機となっております。東大和警察署に確認しましたところ、スクランブル交差点への変更につきましては、当該交差点が変形交差点であること、スクランブル化には歩行者の青の時間を長くする必要があり、車の渋滞を招くこと、右折誘導線の視認が低下すること等から困難とのことであります。

次に、駅前ロータリーの東側と西側のところへの歩行者用信号機の設置についてであります。東大和警察署に確認しましたところ、駅前ロータリーへの車両の出入りに設置してあります当該横断歩道におきまして、歩行者のみを信号機により規制することはできないとのことであります。

次に、新堀3丁目の信号機の設置についてであります。当該地点の信号機の設置につきましては、毎年、東大和警察署を通じて、東京都公安委員会に要望しているところであります。信号機の設置基準に合致していないなどの理由から、現在まで設置に至っていない状況であります。今後も引き続き設置につきまして要望してまいります。

次に、市における高齢社会の見通しについてであります。市の65歳以上の高齢化率は現在25%を超え、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、65歳以上の割合は26.8%となり、高齢者人口に占める75歳以上の割合は60.7%となる見込みであります。それに伴いひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれております。市では、2025年に向けて高齢者が住みなれた地域で支え合いながら尊厳を保ち、健康で生き生きと安心して自分らしく生活できるよう、地域包括ケアシステムの実現に向け、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、介護認定の状況についてであります。市の要介護等認定率は東京都及び全国平均と比較すると3%程度低くなっております。また、要支援1、要支援2及び要介護1の軽度の認定率につきましても、東京都及び全国平均と比較すると0.5%程度低くなっております。

次に、今後、重点的に行う事業についてであります。介護予防事業は平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、効率的な支援等を目指すものであります。そのため、今後、高齢者の社会参加や活動の場を広げ、互いに支え合う仕組

みの構築などを重点的に進めることが必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番(関田 貢君) どうもありがとうございました。

では、最初に健康都市宣言についてということで、私はこの問題を取り上げるときに、私は5年前ですか、この問題を取り上げて、この当時、国は少子高齢化の問題を取り上げ、高齢者の問題をいち早く指摘をしていました。私も平成22年の当時は、そういう高齢化率を心配しまして、その問題を取り上げ、そして少子高齢化という問題を、これからの子供、これからの私たちが高齢化になっていく時代環境をどう見詰め合っていくのかといったことが大事なことだと思いました。

そして、東大和の中をきちっと分析する必要があるんじゃないのかなというふうに私は思いまして、東大和の人口の推移をデータから見てみますと、東大和の16年から25年間の人口増減を見てみますと、25年で452人しか年間ふえてないんですね。そして、自然動態を分析をしてみますと、出生が16年度は830人から生まれてきました。そして25年度では692人、出生の環境がずっと毎年毎年、この10年間では1度も上がったところがないです。下がりっ放しです。691人と25年は下がってます。そして自然動態の中で死亡を見てみますと、16年は510人、その内容が25年度に比べると694、死亡が多くなってる。これは皆さんも、推してしかるべきだと。高齢化がますます多くなってる、当然ふえてくるのは当たり前だとわかります。

社会動態ということで、転入転出、これを10年間、見てみますと、東大和に入ってくる人より出ていく人が10年間のうちでは3年間、転入より転出が多かった時代があります。そして、この転出が、この25年度だけを見てみますと、転入が3,660人、転出が3,405人といって社会増減が455、ここの社会増減が生まれてるという環境ですね。そして自然動態の出生と死亡を比べますと、死亡者のほうが多いですから、マイナス3になります。そして455から引くと452人が、この1年間にふえると、こういう社会現象が当市の特徴ですね。

そして、片や高齢化率の中身を分析しますと、5年前は23.9%だった、25年度はね。そして、この27年度、12月1日資料によりますと、計算してみますと2万1,779人が65歳以上の前期高齢者、25.3%と伸びています。この伸びがすごく、これ国と匹敵、国の発表、新聞報道と東大和市の実態は同じなんです。新聞報道で平均寿命を発表されてるのを見ますと、男性は80、女性は86、それに匹敵する当市の実情ですね。そうしますと、4人に1人、僕なんか当初は、こんな早く4人に1人になるとは思わなかったです。25.3%に当市はなって、そして今度は75歳を見ますと、国の基準に追いついていっちゃうんですね。11.7%ですよ、大和の75歳以上が。こういうデータを見て、年老いていくこういう高齢化人口を見ても、1年に高齢化率を人口で25.3%、それで1年に65歳になっていく必要が何人ぐらいになるのかなということで、私、計算してみましたら、1年で776人が65歳以上になっていくんですね。まさに東大和市は少子高齢化の時代に突入してるんですね。ですから、こういう少子高齢化の対策を東大和の実情にきちっと中身を分析されて対策を講じていかないと、私はいけないと思います。

ですから、ここで生産人口が、東大和の税収から見ても50%の税収の収納率ですよ。そういう50%のサラリーマンの皆さんに、そういう環境が当市ではある。しかし、国や都の補助金をなくして地方財政は運転はできないわけですから、財政から見た面、そして地域で市が独自施策をやるためには、税収の50%を有効活用しなければいけないと私は思っています。そうしたときに、当然、先ほどの自然増から見ても452人、死亡が694、それで生まれてくる人が691人、はるかに高齢化率のなっていく人が776人いる環境ですから、当然こういう環

境を認識をして、これからの政策実行をしなければ私はいけないと。そういうふうに思って、私はこの中で健康都市宣言は皆さんの自助努力をお願いを、喚起を促して、そして市民サービスを行政から与えるんじゃないで、市民の力をおかりしながらやっていく共同作業が、これからの時代は必要だと私は思っています。そして協働という、市長も日ごろよく言われています。その協働事業を推進するために、この東大和の場合は、こういう環境状況から見て、私は健康都市宣言を、そういう集大成で分析をしたのをまとめ上げていくというふうに思うんですが、市長さんどうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員からいろいろと御紹介いただいたり、過去のお話やデータなどの分析、細かい分析などしていただいたのを御紹介いただきました。私どもといたしましても、市長の御答弁もいただきましたけれども、市民の皆様が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きとした豊かな人生を送ることができるよう、市全体で健康寿命の延伸に取り組みまして、市民や地域の皆様、それから企業の皆様、関係団体の皆様が連携して、ともに健康づくりに取り組むことが求められておりますし、それを将来的に表明していくということが、健康都市宣言だというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私は国の施策、当市は国から、あるいは東京都から指導されて、当市は行政運営するために20年の基本構想を立て、そして基本計画が10カ年で実施に向ける。そして、ローリングをして3カ年の実施計画を持ってくるということで、単年度予算に結びつけていくと。こういう時代認識が、そもそもこういう基本構想20年、そして基本計画10カ年の計画が必要なのかなというふうに、民間の社長、言ってますよ。というのは、皆さんも記憶、新しい例でいいますと、まず阪神・淡路の神戸の地震、東北地震が起きて、この基本計画の20年の基本構想、これ実施できないですよ。そして10カ年の基本構想、まちや市ができないことが多々地震であるわけですよ。ですから、こういう民間企業のノウハウを行政が使い使えとよく言われるのは、トヨタの看板方式とよく言われます。トヨタの看板方式は、なぜ有名になったかという、倉庫を持たない、在庫を持たないということが言われて、スピード化を、スピードアップされてるわけですよ。そういうスピード化の波に、行政は立ち向かってかないと、国の補助金も、国の補助も昔は10年、15年かかった補助金も、今は5年足らずで国が発表した政策はすぐおりてきますよ、東京都経由で。そういう早い5年単位で、サイクルが10年だとか20年サイクルの話は10年にする、そして10年のものは5年にする、3年のものは2年にするというような短期で物を考える、それくらいスピード化されていますよ。ですから、行政もそういうスピードにのった行政を展開していかなければ、私はいけないと思ってますよ。そういう発想はどうですか。

○副市長（小島昇公君） 行政は、やはり長期ビジョンと、それから中期と短期というところで、それぞれの目標を持って市民に示しながら進めていく必要があるというふうに考えてございます。なかなか20年の目標がそのとおりにいくというのは難しいところはございますけれども、市民の皆さんとともに、こちらの方向に向かっていきますよというのを示す大きな目標も必要だなというふうに考えております。ただ、時代のサイクル、非常に早くなっておりますから、早くしなければいけないものについては機敏に対応していくと、その両方向をもって進めるということだと思います。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ですから、私はこの基本構想のことで、例えば市が最近発表しました健康促進計画、平成27年から32年度までの健康をつくる計画が発表になりました。そして高齢者福祉計画が第6期介護保険事業の計画が平成27年から29年、発表になりました。こういう発表の中でも、この計画どおりに文書遊びをして

いいのかと私は思うんですよ。毎日毎日、私たちは年に4回の定例会で、22人の議員さんがいろいろ提案しています。こういう提案は、すごい私は聞いてて、スピードアップになってると思います。その中身を分析したときに返ってくる答えが、財源がないからできない。じゃ、財源のない、財源のかからない事業というのはどうなんだということも比較検討をしなければいけないと私は思うわけです。そうしたときに、僕はこういう計画も大事ですよ。計画も大事だけれどスピードがないと、スピード感がないと、私はいけないと思ってます。それで緊張感もそこに伴ってくる。そうしたときに、私はこの健康都市宣言の中で、WHOが言ってる中身と、この健康促進計画や高齢介護の保険事業の中にもあるんですよ、言ってる趣旨が。そういうときに健康都市とは、WHOの言ってることは、寝たきりにさせないまち、外に出かけたくなるまち、住み続けたくなるまちという3本柱が構築されてんですよ。こういう中身がね、健康促進計画の中に出てくるんですよ。だから、こういう問題と、今こういうふうに議会でお願ひされたことを整合して、確かに基本計画、基本構想の計画ではこうだとか、基本構想はこうだと、基本計画はこうあるといったときのそういう整合性をスピードアップしてかないと、一つ一つ実現するときに同じような、こういう文面を読むところが出てきますよ。やっぱり行政は、地方行政はそういうことのないように、健康のこの1冊あれば全部がわかるんだというくらいね、こういう基本構想から始まって基本計画が出て、中心になるものは何だと。基本計画から、基本構想、基本計画、実施計画というところは、それが柱だと私は思うんですよ。

最近、こういうふうに健康促進計画で説明すれば、それを実行していくんだと言えば、それが表立って歩き出すんですよ。しかし、その中の文書の中には、何ら健康都市宣言する中身と同じ、寝たきりにさせないまち、そして寝たきりにさせない介護はどうするんだとか、そういう中身がみんな書いてある。そういうのを整合して、もっともっとスピードアップして行政は処理してかないと、国策で言ってる意味合いを、都を通じて地方政治が市民にサービスを提供するというときに、やはり時間がかかってしまう。そういうことが僕はあると思うんですが、どうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから、スピードアップして環境の変化に対応して機敏に取り組むようにというふうなお話をいただいたところでございます。私どもといたしましても、各種計画、私どもは福祉保健でございますけれども、福祉保健の計画にのっとり、その計画に沿って政策等、実施できるようにということで、日々、職員みんなで取り組んでるところでございます。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、健康都市宣言については本当にそれを市の内外に、市が健康づくりをしているというふうなことで、その取り組みについて市民の皆様含めて内外に表明するということが、そういったことは本当に必要かというふうには考えております。ただ、その宣言をするということは、やはりその後の施策等、持続的な展開を念頭に入れて、適切に長期的にしっかり取り組むというふうなことを考えていかなければいけないことですから、そういったところも検討しながら進めていかなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） では、今度は角度を変えて、今度はここの高齢化率を心配して、私は、この高齢化が75歳からになると後期高齢になるわけですね。そして医療費の問題、国民健康保険、そういう保険から出て、そのデータを私がこの提案をしてから、提案したときは1人、20万円だったんです。そして、次の質問についたときは23万6,000円。そして、この25年の質問のときには24万5,000円。そして、今回のこの質問について、この1人当たりの費用はどのようになっているかお伺いします。

○市民部長（広沢光政君） 今の御質問につきまして、平成26年度におけます、直近が26年度ということでございますので、こちらの国民健康保険制度における保険の給付費、こちらについてちょっとお答えをさせていただくということをお願いいたします。

平成26年度決算におけます当市の保険給付費、全体でございますが61億2,928万449円というふうになってございます。これが被保険者1人当たり直しますと、24万9,278円でございます。対前年度、25年度と比較いたしますと金額で4,000円ほど、率にいたしまして1.67%ほどの増となっております。

以上です。

○8番（関田 貢君） 僕はこの問題を提案したのは、こういう財源から見ても、横ばいになればなというふうには思っていたんですが、やはりまだまだ東大和市は高齢化が右上がりには伸びているということで、後期高齢の率も高い、費用もかかる。そういうふうな、かかる人も多くなっているのではないのかなということ、約25万円ですから、毎年、東大和市の高齢化の問題に対しては、国民健康保険から見た医療費は伸びているということで、こういう問題を解決したのが、この荒川のころばん体操という事業が、13年の経過で、この23区で初めてマイナスということで、全国的に注目を浴びてる23区の荒川のまちがあります。この中身も、東大和市がゆうゆう体操をやっております中身と目的——体操は違いますよ、目的の趣旨は同じなんです。

その趣旨というのはどういうことかという、このころばん体操の中身を読みますと、お金がかからない、器具を使用しない、音楽に合わせる、楽しく続けられる。体操時間が18分ですから、グループで運動ができると。そういうことが、ころばん体操の特徴で、荒川区の場合は26カ所、開かれています。そして、そういう13年かかった中身で、そういう区民の協力いただいて、マイナスに財源がなってきたということは、大きな社会問題として、この日本経済新聞も取り上げて、荒川の26カ所のころばん体操が新聞の記事になってます。

こういうことがありますので、やはり健康都市宣言という一つの問題をくくるときに、若い人から、そういう環境が東大和市の場合は、私がこういうふうに加盟してる体育協会の団体、そしてこの間の文化協会の閉会式を見せていただきましたけれど、閉会式の皆さんの熱意、そしてこういう地域、地域で活動される地域社会の自治会やら老人会やら、そういうクラブ活動を通して、東大和市が本当に広く隅々まで、この介護保険を通じて、12年前に介護保険制度ができたわけですけど、その中でゆうゆう体操が5年前に立ち上がって、そしてビデオの中にも撮られ、そして市販されるということで、そういう商品登録したり、特許を申請しなさいと僕は過去に言った例がありますけれど、そういうすばらしい事業を展開して今日、来てるわけですね。ですから、私はそういう事業をさらにさらに伸ばすためには、健康都市宣言というアドバルーンの集約のもとに、それぞれの事業をそこに集中したら、私はいいまちになっていくだろうというふうに思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 健康都市宣言について、今回を含めまして御提案をいただいております。前向きに市としても検討させていただいておりますが、こちらの必要性については、やっぱり市民の皆さんが健康で住みなれたまちで住んでいただきたいということを、市長、基本的に一番念頭に思っているところでございます。ゆうゆう体操につきましても、やはりお年寄りが体を動かすことによって元気になる。また、ひとりで家に閉じこもることがなく、みんなと会話ができると、そういうふれあいの場も含めて推進しております。ですから、施策としてそちらを進めておりますけれども、先ほど市長が御答弁をさせていただいておりますけれども、そちらには前向きに取り組まさせていただくと。ただ、機運醸成等、さらにその事業の展開に向けて検討を加えさせていただきたいということで、御理解を賜ればと思います。

よろしく申し上げます。

○8番（関田 貢君） 今、副市長の答弁で、研究をしているところですと。あるいは事業報告、検討してまいりたいと市長答弁もありまして、そのような中身に、これを努力していただくということで、私もいつも心配してるのは、国の発表、そういう情報分析をきちっとして、先駆けた情報分析をして、東大和もその行政に生かさなければいけないと私は思うんですね。そして、私もこの新聞記事の切り抜きが、75歳以上の健康づくりを強化検討するという、これは厚生労働省が発表してるんですよ。もう国は75歳の対策をやるんですよ。そして、75歳が8人に1人になるという新聞報道をされて、私が5年前に記事にしたときは65歳ですよ。前期高齢者の話を国が国策でやり、今はもう75歳の問題を、これだけ5年で時代が次々新しい施策が発表になる。それを基本構想の20年基本構想ではこういうふうに約束した、基本計画では10カ年でこういう約束した。そして、こういう新しい、今度は基本計画や介護保険の基本計画ができたとか、いろんな計画がどんどん出てくる。そうしたときに実施計画がおりてきて、単年度事業になるというときまでの時間差について、僕は研究してスピードアップ化をしないとイケないと思っています。その辺について十分改善をしていただいて、市民のニーズに応えるようにしていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） そういったところを、75歳をこれからターゲットとするということで、国のほうもそのようにしているところがございます。当市におきましても、既に高齢者の方々、75歳前後の方々が市内で介護予防の活動で非常に主体的に活動に参加していただきまして、介護予防リーダーになっていただいたり、体操普及推進員になっていただいたり、それから社会福祉協議会のふれあいサロン活動なども26カ所ということで、毎年ふえている状況でございます。そういったところでますます65歳以上、75歳近い方、それ以上の方もいらっしゃるようでございますけれども、老人クラブなどでも御活躍いただいているということでございますので、そういった情報収集等もしながら、市民の皆様とともにみんなで取り組むということで、健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、こういう国策に合った施策がどんどん地方におりてきます。そういう国策には非常にいい施策がたくさんここに訴えられていますから、そういう国策をいち早く情報をつかんで、市民サービスにこれを活用していただきたいと、こういうふうに思うわけです。そして、こういう中身を読みますと、各市町村に地域包括センター、あるいは保健センターが、そこに管理栄養士や保健師、歯科衛生士などを配置して高齢者の自宅を訪れて指導や相談に当たれるよう制度化する。また、後期高齢者対象の健診では、筋力低下や低栄養を調べる方法を検討すると、栄養士らを訪問制度化するというようなことがもう発表されています。こういうことが地方行政で、いつ検討されるのかと、こういうのを予算もらうために、どうここの国の施策を地方自治がこれを実現するためにしたらいいかという情報を、どんどん勉強していかなければ私はいけないと思うわけです。

そのために、東大和市のこういう国と市ということで、人口統計から見ても東大和の65歳が国は新聞報道では25.9%ですよ。東大和は25.3%、その差がポイント0.6ですよ。そして75歳が、国の平均が12.5%。それで、当市は11.7%、0.8ですよ。ですから国と、うちの市は追っかけっこなんですよ。ですから、国の国策の制度と行政は一体になっておかしくない、事業展開してもいいと私は思うんですよ。ただ、国は金があるし、地方は金がない、そういう皆さんの自主財源を有効活用し、そして国や都の補助金をいただきながら地方行政は運営をしなきゃいけないという使命はありますから、その辺を努力して改善をしていかなきゃいけないと私は思

いますので、よろしく願いして次の項目に行きます。

次に、交通問題です。

交通問題、アとしてスクランブル交差点の問題については、この東大和市の駅前のスクランブル交差点は、駅前が昔は駅広整備をされる事業があつて、そして大和清水線が開通するまでは、あそこの駅前の周辺は歩道が、この向原側で見ると1メートルの歩道つきやなかったんです。そういう狭いところの道路問題で、いつも朝、通勤の人が、あそこの歩道のところに立ち往生し、道路にはみ出すというくらいの時代がありました。非常に危ない時期がありました。そして、私たちはそういう問題を一日も早く解消してほしいということで、東京都の交差点改良事業が、すいすいプラン事業によって、あそこの歩道拡幅や、あるいは車車線の変更が増設されて、駅前の車や自転車や人の往来がしやすくなったと。そのときに、私がスクランブル交差点をというお願ひは、その時期だと。都市計画道路が開通したときに、道路拡幅がきた暁には検討してみますというふうに言われました。そして、最近の答弁では、この車の渋滞を招くことで困難だと市長答弁がありました。私は、車は交差点ですから、人を優先して、人を一定の距離を歩かせれば、一定時間とまるというのは当たり前のごとで、人を優先するか、車を優先するかは社会の問題です。東大和市は、それをどう考えるかということだと。せつかく、東大和の昔から駅前周辺は非常に不便だと、それが都市計画道路ができ、東京都の交差点の改良事業が進み、今は歩道周辺が非常に広くなり使い勝手がよくなりました。あと横断するときに、非常にしづらいと。朝の急ぐ人たちに対して、非常にここを、人優先のまちづくり、優しいまちづくりにするために、変則十字路をあと数秒長くしていただきたいというお願ひが、要望が寄せられています。そのことについて、再度お願ひします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和警察署のほうと協議させてもらいましたが、スクランブル化ができる条件というのがまずございまして、さまざまな条件がございまして、その中でも主なものとしまして、十字の交差点であること、それから歩行者の横断者数が常に多いことというのが条件となっております。そのような中で、東大和の駅前の交差点でございまして、そのできない理由としましては3点ほど理由がございまして。

まず1点目でございますが、現在、歩行者の横断時間は30秒で設定してございまして。これをスクランブル化にしますと、歩行者の斜めの横断時間がおよそ47秒になるという設定をする必要があるということでございます。17秒間の延長になるということで、他方の渋滞を招くというようなことを言われてございまして。他方といいますのは、桜街道からの進入や用水北通りからの進入のことでございます。また、十字ではなく変則の交差点でございまして、青梅街道の上下線以外の信号を別々に設定しているため、この青梅街道上下線以外といいますのは、先ほど申し上げました桜街道からの進入と用水北通り側からの進入でございまして、こちらのほうが別々の設定にしているため、スクランブル化にしますとサイクル時間が長くなり過ぎてさらなる渋滞を招くということが言われてございまして。

2点目でございますが、青梅街道上下線の右折の誘導線でございますが、斜め横断歩道の表示を表示しますと、この右折誘導線が見づらくなり、右折車両にとって混乱を招くという理由がございまして。

それから、3点目でございますが、歩行者の横断者数についてでございますが、朝は多いということは承知してございまして、それ以外の時間帯がそれほど多くないということで、ちょっとスクランブル化にする条件には当てはまらないというような回答をいただいております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私は、この提案をしたのは、市民の言うとおりでと思うんですね。東大和市が、使い勝

手のいい駅前にならないと東大和は取り残されちゃいますよ。市は、あそこのところは表玄関と言ってきたんですよ。そして、表玄関であるならば、僕は、今現在やってる30秒が47秒になって、17秒を多くするとスクランブルの車は渋滞を招くと。こういうふうに言うけれど、私はこういう道路のいろんなところの交差点を調べて、私はこの16号を使うことが、非常に青梅に行く関係で多いんですが、その16号の信号機を僕は、はかたら、あれですよ、1回置きに1分30秒なんですよ、横断するのに。1分30秒の時間がとめられて、次の信号を、これで見ると次は45秒なんですよ。ですから、そういうふうな秒のサイクルをすることによって、車をとめたり早く流したりということが出来るわけですから、東大和のこういうサイクルも、僕は、30秒だったらば朝のそういう通勤ラッシュの時間に、時間変更したらいいんだと私は思うんですよ。そして、サイクルを、昼間は少なかったらば30秒でやる。それで、朝夕の時間の多いときよりは、そのスクランブル交差点をするために、最低47秒かかるんだったら、47秒のサイクルをつくって、そして昼間の最低47秒だったのを、そしてその1回置きに早いサイクルに切りかえるとか、あれは人の人口の通勤の時間を避けた時間を設定すれば、僕は自動設定ですから、できると思うんですよ、そういう研究は。16号線なんかは1秒あれで1分半ですよ、そして45秒、そのサイクルをこういうふうに戻してるんですよ。だから、随分ここの信号は長いな。そしたら、次待っていると45秒、そして次にまた1分30秒と。ですから、そういうふうな車の流れの調整なんていうのは、研究すればあるんだなということで、私は例として言いました。ですから、東大和市も30秒で、それは変則ですよ、だから僕はこういう変則のときに、都市計画道路が全部完成した暁に、市民が、東大和市駅前が、利用勝手のいい、市民が利用しやすい環境づくりにしてください、安心して利用できる駅前広場になればいいなど、そういう思いで私はこの交差点は、市民が安心して渡れるためには、スクランブルが変則であるから、東大和はやるべきですよ、人を優先にして。人に優しいまちだったらば、そういうことが施策で取り上げられるべきだと私は思うんですが、どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和の駅前の交差点の信号ですが、今現在あそこはワンサイクルで2分30秒、設けてございます。この時間がちょうどぎりぎりの時間ということで、これ以上ふやしても減らしても、車の渋滞等、あと歩行者の円滑な流れを阻害するというで聞いてございます。

それからでございますね、歩行者優先ということで、これは警察署のほうでも、市のほうでも、歩行者が安全な通行の確保をするということでは一致してるところでございますが、交通管理者のほうとしましては、歩行者のみだけではなく、車両の円滑の流れも重要であるということの中で、車両と歩行者の円滑な流れと安全な通行の確保が最優先されるべきことであり、歩行者を優先することはなかなか難しいというような回答をいただいております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 市長さん、この行政のそういうお話を聞いたときに、人に優しいまちにするんだといったときに、警察の指導に従うんじゃなくて、東大和市では市長を初め市民がこういうことで望んでんだと、こういう時間帯に人優先の優しいまちづくりを市は標榜してんだと、こういう時間帯に変更できないかということをお願いをするのが行政じゃないんですか、違うんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 関田議員から、以前からこの交差点の改良、また他の議員さんからも交差点の改良、信号機の改良についてはいろいろと御指摘をいただいております。しかし、信号機は交差点において交通事故を防止し、交通の混乱、渋滞の発生を防止するために設置しております。なおかつ、錯綜する交通量を車の流れだとか人の流れを、交通の安全と円滑を保つために、その通行の優先権を時間的に配

分してるといような装置でございます。

それで、そのこの道路の単独の信号機、交差点であればもう少し、例えば地元の要望があるために延ばしていただきたいというようなことを、これまで以上に強くお伝えするということが可能だと思いますけれども、信号はそのこの信号機だけでなく、そのこの路線の近くの信号機の制御にも影響をしております。そのように系統で一つの路線のシステム化を図って制御しているというようなことがございますので、いろいろなことが複雑に絡み合っ、今の設定時間を設けてるということでございます。警察のほうでも、2秒延ばしてみたりだとか、そのような改善はしていただいていますので、今後ももう少し工夫ができないかということは伝えてまいりますけれども、なかなか車をとめて歩行者だけを優先だということは、少しいろいろと事情も説明を受けている中では、難しいかなというふうに感じてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） スクランプル交差点については、鋭意努力していただきたいと思います。

次に、駅前ロータリーの東側と西側のところの歩行者の歩行者用の信号機の設置についても、できないと先ほど言っていましたけれど、私はこの駅前の東側と西側の横断歩道に、仮に今できないと言った東側は、距離が短いから仮にできないと言っても、僕は警察がやる意思がなければ、そこで事故が起きてみなきやわからないんだったらば、それはしょうがない、いたし方ない。しかし、西側の横断歩道は隣の横断歩道、商店街と南街地区とビックボックスへ渡る横断歩道の信号機があって、こっちの東西、東側から西へ抜けるところのあれだけ広い道路のときに横断歩道に信号機がない、横断歩道がいつ渡っていいかわからない、そういう手洗いを急いで行くとき、みんな飛び出していくんですよ。非常に危ない光景が見られるんですよ。せめて、じゃ手洗いに行くところの横断歩道のところに、横断歩道用の信号機をきちっとつけてやって、安心して利用させるということについてはいかがですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和の駅前ロータリーの西側の出入りの部分でございますが、こちらはビックボックスと駅前のトイレのところを挟む横断歩道のところでございますが、そちらにつきましては歩行者用信号機をつけますと、ロータリー内から出入りする車両用の信号機も必要になり、その場合、ロータリー内から出る待ち時間が長くなり過ぎることから、ほかの信号機と連動させる必要があるということで、ほかの信号機との連動というのは、青梅街道の東大和市駅前交差点や、その周囲の信号機まで影響するというので、その調整が困難であるという話を聞いてございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 前向きに努力をしていただきたいと要望しときます。

②の新堀3丁目の都市計画道路の中間地点のアップルウェイ東大和前の信号機の設置について、この問題は今回かお願いしてはるんですが、この問題はどのように検討されて今日きてるかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 新堀3丁目の信号機の設置についての件でございますが、こちら平成18年、21年、22年、25年と一般質問で御質問をいただいておりますが、東大和警察署のほうには信号機の要望を毎年さしてもらってございます。そのような中で、警察署のほうの話でございますが、信号機の設置基準としまして原則として横断歩道の設置等の組み合わせで、設置間隔、市街地ですとおおむね200メートルということが条件となっております。ここの間に主要な道路があると、それ以下になりますが、一般的には200メートルと言われてございます。また、その周辺の道路形態や交通量等を勘案しても設置の可否を決定するとのことで、この当該要望箇所のところは、その基準に当てはまらないということで、なかなか設置ができてない状況でござ

いますが、担当課のほうとしては引き続き警察署のほうに要望していく予定でございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 信号機の東大和の設置個所は、現在どのぐらい信号機があつて、それで毎年、東大和が未設置の信号機も、市民から寄せられて、私がお願いしたときに、この市民の要望書が37カ所、こういうことで、私が提案したときは30カ所になる、この印が30カ所になってんですね。ところが、この箇所の強化の中で、今200メートルと言つてましたね、信号から信号。そうしたときに、200メートル以内につく現状はどういうふうに、じゃ理解するんですか。私はこの質問を取り上げて、この37カ所の要望書が実現してないところと、そしてまた実現している場所を調べると、今の説明じゃ納得できない答弁の中身ですよ、これ信号機がついてるというのは。そのことについて説明してください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） お尋ねの箇所が、市道第13号線、ゆりのき通りのけやき通りの交差点から東野火止橋の中間のところになると思います。それで、このように、この地点といいますのは、交差点ではないところで、そこに信号機を設置するといったようなことは、基本的に信号機というのは交差点に設置するということが基準ではございます。それ以外の横断歩道のあるところで、そのように制御をするということになれば、一定の交通量があつたり、歩行者の横断が相当数あるといったようなことで、公安委員会で定めています基準等も、かなり交通量があるところについて検討するというようなことになっておりまして、市内で200メートル以内のところについてる信号機といったものにつきましては、やはりそういう危険性だとか、そういうようなことを判断し、順次ついていったという経緯がございます。

公安委員会、東大和警察署によりますと、都内にある警察署が101とか102あると思いますけれども、それぞれの所轄の管内で相当数の信号機の設置要望があるということで、なかなか地元の声が強、要望が強といったようなところで、設置の要望に応じていけないという状況にあるということで説明を受けております。したがいまして、この道路築造のときにも、地域の交通環境といたしましては、この中間に交差点をつくって交通制御をするというようなことを考えなかった場所でもございますので、現在ある規制の中で横断歩道を渡っていただく、信号機のあるところに回っていただくというような交通ルールといったようなものを、また地域の方たちにもお願いしていくという必要もあるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今の部長の答弁だと、この地域が、この要望されたときは、この新堀3丁目の地籍は新堀の引っ越しされた人が半数いて、ほとんどが更地だったんですよ。そして今、僕が要望をいただいたときから、ここはマンションがずっと建って、ほとんど100%、この土地は埋まってますよ。そして子供たちが横断するときに、じゃ規則で皆さんはこの3丁目の人を、信号機に従ってくださいって言うと、けやき通りまで歩かして、けやき通りを回って、ここの市道、1900、これ信号機が1900、市道ですから1900のほうへ迂回していく。片や新堀のほうの小平境まで行って、野火止用水の信号機を、横断を渡って三小へ行かなきゃいけないんですよ、正規は。これ回っていくというのは大変ですよ。

ですから、ここに、ある社長は車椅子で、この社長の要望はこういうことを言ってますよ。中間というか、この地域は児童の増加傾向にあり、商店街も第三小学付近にあり、買い物に出る主婦や高齢者や障害者、養護学校に通っているが、通学バスの送迎の際、車椅子で横断や学校に通う児童が円滑に横断できず、不便を余儀なくされていきますと。児童・高齢者・障害者を通行車両から守るためにも、一日も早い信号機を、設置をお願いしていただきたいと、地域の代表者からこういう要望が来てるんですよ。

今はもう100%、あそこの土地は埋まってんですよ。ですから、ここを、信号機ができないんだったらば、横断歩道でもつけてやって、それでそこを渡らせるというのが行政の仕事じゃないんですか。警察ができないからできないんだという答弁は、いいかげんやめたほうがいいですよ。こういうふうに警察がつくれば後から、じゃ学校の周辺は危ないからっていうと、信号機がぼんぼん要望がPTAからあるのかと、なくたってつくんですよ。じゃ、学校周辺の信号機が200メートル以内に何カ所あるかということですよ。そして、こういうところの交通量が、つい最近の例でいうと五小を通る車の量と今ここの桜街道のこの道路が、小平へ抜ける道路の交通量と比較してみてくださいよ。こっちのほうの交通量のほうがよっぽど危ないですよ。しかし、危ないけれど、五小前の信号機はついてんじゃないですか。だから、そういうふうに時代の変革と、警察が言えば、そっちのほう为学校周辺は危ないといえ、そっち先につくのかとか、あるいは都市計画道路が先つけば、都市計画道路、要望なくても交差点についていっちゃう。それは交差点がつくということは、都市計画道路の設置要望の中でうたっているからつくんですよ。そういう都市計画道路の交差点は、市民から要望なくてもついていっちゃうんですよ。ところが、こういうふうに何十年って前から、これ資料をもらったときに要望は何カ所あるんですかと。資料をもらったときに、私が出したときに37カ所、その後どうなってんですかとといったときに、私の番号が30番になった。だけど30番の間に、新しい信号機をつけてみると、どうしてこういう信号機が先について、こういう信号機が置き去り食うのかなと。これ説明が足りないんじゃないですか。これ地域の住民の声をきちっと警察に伝えていらっしゃるのかしら、その点を再度確認します。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほどちょっと答弁漏れがございました。警察署へ要望しております信号機や横断歩道、または信号機の改良の要望の件数でございますけれども、平成26年度、これは毎年、年度末に行っているために、平成26年は平成27年の3月2日で要望いたしました。この件数につきましては、信号機横断歩道の新たな設置要望が21カ所、信号機の改良については11カ所ということで継続して要望しております。

それから、先ほど関田議員から五小のところで信号機が要望がかなってついたという件でございますけれども、あれも長く要望していた箇所でございますし、また通学路であるというようなことがございまして、周辺の横断歩道を1つ変更するというようなことを含めて、設置がかなったというところでございます。

それから、当該箇所につきましては、当然、最近では横断歩道だけを設置するといったことは、かえって危険ではないかということがございまして、横断歩道と信号機、両方設置できないかというようなことで、警察とお話をしておりました。しかし、なかなか信号機がつくような場所ではないということで、横断歩道の設置についても要望をしてくれております。ただ、信号機のつかない横断歩道、よく裸の横断歩道と言うんですけれども、その設置につきましては、公安委員会に諮り、判断していただく、決定していただかなくてはなりませんので、市が勝手に線を引くわけにはいきません。そのようなことがありまして、粘り強く協議、交渉をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（関田 貢君） 先ほど部長の答弁いただきました。しかし、交通問題については、警察署が絡む、そし

て、国家公安委員会の意向もあるということで、非常に難しいことは重々承知です。しかし、ここの地域住民、この新堀3丁目については、信号機がつくということで、横断歩道ということぐらいは、僕はつけてあげていただきたいということを要望しておきます。この道路については、緑道、水道道路って緑道があるんですね、向原4丁目。あそこには横断歩道ついてんですからね、言っときますけれど。そして、こっちにそういう迂回させなきゃいけないけやき通りの交差点、あるいは野火止用水の交差点まで歩かせるには、150メートル以上、200はないと思うけれど、歩かせる。それで、子供たちや、あるいは買い物の方は横断をしてはいけないと。あそこに商店がずっと建ち並んで、パン工房なんかあったり、なかなかあそこのところは渋滞してるんですよ。危ないところですよ。そういう現実と、その当時とは大分事情が変わってます、新堀の中で。あその交通量は危ないですよ。ですから、実情、公安局や、あるいは警察に説明して、信号機が無理だったら横断歩道ぐらいはつけてあげていただきたいと要望しておきます。

では、次に行きます。

次に、福祉問題なんですが、当市の高齢化をどう見るかということについては、2025年までの話でいけば、私もそのデータを持っていますから、それは理解するところです。

そして、2番目の問題として、介護予防の事業の効果について、これから何点かについてお伺いしたいと思うんですが、まず介護認定の状況について、私が調べた資料でいきますと、要介護の認定者総数は3,094人とわかってんですが、ここに要支援の1・2あるいは要介護1から2というのは、そういうふうに分けた分類があるのかどうか。それで、要介護3以上というのは、施設入所の問題ですから、そういう分け方でデータがそれぞれ、この3,094人の認定者総数の中の中身の分析ってしてあるんですかね。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認定者数の要支援、要介護別の人数でございますけれども、27年3月31日現在、行政報告書の数字でございますけれども、それぞれ数字がございます。人数でございますけれども、1号保険者、2号保険者の合計で3,356人という数字が出てございます。それぞれの支援別の人数については、細くなりますので省略をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） わかりました。

次に、アのそういう要支援の介護の状況を、私は東大和の実態を数字的に、じゃ要支援1・2、要介護1、2というのは、今度は介護保険施設に入れない要介護度3以上だということと言われて、今日、東大和市の要介護3以上の施設入所についての対策については、現状の対策で十分足りてるのかどうか、東大和の施設の現状のある施設から見て、どのような分析をされて、やはり一般質問の答弁で、他の議員の答弁の中のお話を聞きますと、220人からの入所待ちだということは変わらないんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今年度の4月末現在で、要介護3以上の方で特別養護老人ホームへの入所申し込みをしている方ということで、これは市内の4つの特別養護老人ホームと、あと市外で2施設、ベッド確保をさせていただいている施設、計6施設の合計でございますが、4月末現在で171人ということでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） わかりました。

次に、イに行きます。

今後、市が重点的に行う事業について、私は市内にかなりいろんな事業所が展開されて、この福祉の高齢課の皆さんが努力されてる姿を拝見させていただきました。そして、まず僕が新堀の新成会の文化活動を見さし

ていただいた人の活動ぶり、あるいは僕が月曜日、東京街道のゆうゆう体操の参加された人の人口と参加されてる年代層を調べてみました。そうしたときに、市長さん、この清原のところでは40名が参加されて、前期高齢者65歳以上が参加されて、65歳以下の人はゼロ、65歳以上で42%、75歳以上が57%、これがゆうゆう体操の参加。そして、新成会の皆さんの活動ぶりを見ると、43名の方で前期高齢者がたった6名、14%、そして後期高齢者が37名で86%、そしてこういう文化活動をされてる人たちと、私もこれに倣って、ちょっと僕がボウリング連盟の会長をしてるもんで、私たちは5飛びの計算で75歳、74歳以下ということで、59歳までの成年として分けてみて、僕なんかのボウリング参加を、月で124名の参加のデータを分析してみましたら、59歳以下で26%、そして61歳以上が73%、そして後期高齢者の75歳以上が33%、こういうふうに地域の活動の中で活動されてる高齢者というのは、後期高齢者が主体で地域活動が展開されてるんだなというふうに私は分析しています。

そして、後期高齢者の皆さんが家から出るといったときに、施策で何が大事なのかなといったときに、やはり私は国策が提案している、ここにもうちの中にも、これ国策でこういうふうになっているんだろうと思うんですが、筋力増強トレーニング、転倒予防トレーニングというのは、国策で予算がついて、これ地方自治体においてくる予算内容ではないのかなと、こういうことについて当市の事業展開はどのようになってんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員から御紹介いただきました筋力向上トレーニングとか転倒予防教室というのは、正式には平成18年度に介護保険法が改正されて、要支援と要介護ということで、介護予防事業というものが正式に介護保険事業の中に取り入れたときに、市といたしましても、介護予防事業ということで正式に事業を取り組みを開始させていただいたところでございます。実際といたしましては、東京都の健康長寿医療センターの御協力をいただきながら、平成十四、五年ぐらいから転倒予防教室のような、同じような似たようなものに取り組みをさせていただいたり、それから今、既に介護予防リーダーとして活躍していただいている数名の方は、その平成十四、五年、十六年ぐらいから、少しずつ私どものそういった事業にかかわってくださって、現在10年以上経過して、先ほど議員から御紹介いただいたような形で、数多くの御高齢の方々に地域で御活動いただいて、介護予防活動に参加していただいているということで、大変ありがたく思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） この2点が、こういう筋力増強、あるいは転倒予防ということについては、この荒川の事務評価の分析シートで、この中で18年に全国転倒予防体操サミットを荒川区で開催してんですね。こういう国策的な事業に転倒予防体操が特に参加されたと、荒川区はやっています。しかし、こういうことにも市が目して、そういう事業に、こういう事業は当市もやってるわけですから、そういうところのよそのいいところを、転倒予防というのはどういうことで、転倒予防なんだとって、そういうサミットがあるならば、そういうサミットにどんどん市長さん、出ていくぐらいの努力をしてあげないと、地域で新しいニュースを、こういう高齢者の人たちは地域活動で自分の家からやっど、その公園に行って体操する人もいるでしょうし、地方まで出かけられる元気な人もいらっしゃる、あるいはそういう大会に出てみたいという人もいらっしゃる。そして、私は広いと思います。そういうサミットの中を、こういう全国でやっていらっしゃると、荒川が提唱しています。ですから、こういうすばらしい23区の活動なんかは、都内ですから、そういう情報を集めて、そういう身近な情報を活用して、もっともっと交流を広めていただきたいと、こういうふう思うんですが、どうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 荒川区は先駆的に取り組まれて、荒川ころばん体操ということで先ほど議員のほうから御紹介いただいた体操なども、東京都の健康長寿医療センターなども参画して、一番最初につくられたということで聞き及んでおります。そういったことを私どもも情報収集させていただいた上で、平成23年に元気ゆうゆう体操というものをつくらせていただきまして、今このような形で広めさせていただいているところでございます。

また当市の介護予防リーダーの方々、今自主的につくられております東京の介護予防を進める高齢者の会というようなものに入らせていただき、さまざまところで発表していただいたりということで、御活躍いただいているということも承知しておりますので、私どもも引き続きそういった方々とも情報共有しながら、さらに東大和市も介護予防を頑張ってるんだということで、地域に広めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 市長さん、この荒川のまちは、こういう行政評価の事業体系の中を見ますと、分野ではこのまちは生涯健康都市宣言してる区なんですよ。そして、政策ではどういうふうに掲げてるかと、高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成、そして施策としては介護予防の推進ということで、行政評価の事業体系をとられて、推し進めている荒川区です。ぜひ、こういうような先進市があるわけですから、こういうところに負けないような、当市の英知を絞って、こういう会合、予防対策を進めていただきたいと思っております。そして、この介護予防の効果は、こういう今言うように要支援から始まって、介護の施設に要介護3以上が施設入所で171人の人が施設に入れないというお話でした。そういう人たちもいっちゃうということで、そういうこともろもろですね、この介護予防事業の問題として、体の弱い人、あるいはこれから元気で、家の閉じこもりを解消するために、家から一歩外へ出させていただく、そういう手助けをできるような温かみのあるまちづくりにしていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関野杜成君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

〔14番 関野杜成君 登壇〕

○14番（関野杜成君） 14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

まず1番目、学校利用についてです。

①一般開放状況は（校庭・体育館・教室など）、別々をお願いいたします。

アとして、利用申し込み状況と利用者からの意見について。

②学校に設置されている「夜間照明」についてです。

アとして、設置年月日や変更・追加購入の備品とその年月日について教えてください。

イといたしまして、利用状況と利用内容についてお伺いします。

③その他、問題点や今後の改善点についてお伺いします。

大きな2番といたしまして、防災行政無線の活用についてです。

①設置から現在までの活用状況について。

②変わった点と追加した点について。

③今後の利用検討と問題点についてお伺いします。

大きな3番目、市民プレゼン制度の導入についてです。

①として、現在までの状況と今後の予定。

②として、問題点と必要なことについてお伺いいたします。

最後に、期日前投票所についてです。

①今年度初め、統一地方選挙終了後、選挙管理委員会のほうに、期日前投票所として場所を提供できる企業がある旨のお話をさしていただきましたが、その後の状況をお伺いいたします。

また、期日前投票所についての今後の検討課題と問題点についてもお伺いいたします。

この場での質問は以上です。再質問については、自席にて行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、学校利用についてであります。市内の小中学校の施設につきましては、学校教育法第137条及び社会教育法第44条の定めによるところにより、学校教育上の支障がない範囲で社会教育のために利用させることができるとされております。この規定に基づき、校庭や体育館を中心に広く市民の皆様が学校施設の貸し出しを行っておりますが、各施設とも利用の頻度が高いことから、引き続き学校との調整を図る中、適切な利用を図ってまいりたいと考えております。なお、一般開放の状況、夜間照明の設置等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、防災行政無線の設置から現在までの活用についてであります。平成元年に東大和市防災行政用固定系無線局を開設し、管理運営規程及び一般放送運営要綱により、現在まで運営をしております。放送内容については、一般放送と緊急放送があります。一般放送で行っているのは、ミュージックチャイムと定時放送であります。ミュージックチャイムは、平成元年5月から実施をしております。定時放送は、平成18年度から低学年の児童の帰宅に合わせ、子供の声で見守り放送をしております。緊急放送で行っているのは、地震等の非常事態や不審者情報、行方不明等の情報を放送しております。

次に、活用を変更しました点についてであります。一般放送におけますミュージックチャイムや見守り放送では、市民の皆様や関係者からの御要望も参考にいたしまして、放送時間帯の検討や音量調整等を行ってまいりました。また、緊急を要する事項として行っています行方不明の放送におきましては、市民の皆様の静穏な生活環境へも配慮して、時間帯の変更を行うとともに、聞き逃してしまった方、聞こえづらかった方のために、放送後に市の公式ホームページ及び防災行政無線自動音声サービスで放送内容が確認できる仕組み、取り組みを行っております。

次に、今後の検討事項及び問題点についてであります。無線局を開設してから27年が経過いたしますことから、開局当初に比べまして住宅の密集化や高層化が進み、町並みの変化に伴い放送が聞こえづらい地域も出てきております。また、施設の老朽化によりますふぐあいも見受けられるようになってまいりました。そのようなことから、適宜、検証を重ね、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民プレゼン制度の導入についてであります。市民プレゼン制度が市民協働の取り組みの手法の一つであることは認識しております。平成27年2月に、東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を策定し、

平成27年度はその指針の内容をもとに、市民協働に対する職員の理解を深めるための研修を行ったところであり、市民プレゼン制度は、新たな財政負担を生じますことから、十分に検討する必要があると考えております。

次に、期日前投票所についてであります。市では各種選挙に際しては、現在1カ所、期日前投票所を市役所会議棟に設置しております。期日前投票制度は、当日投票所投票の原則の例外措置であるとして、期日前投票所の複数設置には慎重に対応すべきであると考えております。

次に、今後の検討課題と問題点についてであります。平成26年5月から総務省では、投票環境の向上方策等に関する研究会を設置し、選挙の公正を維持しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的な方策等について、研究、検討を進めております。平成27年3月27日にまとめられた中間報告では、期日前投票の環境改善にも言及されております。こうしたことから、今後の動向を注視したいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、学校施設の一般開放の状況につきまして御説明をいたします。

学校施設の利用の申し込み状況につきましては、各学校でばらつきがありますが、総体といたしますと平成26年度では小学校の体育館が54.4%、校庭が54.5%、中学校の体育館が86.5%、校庭が98.0%の利用実績でありました。そのほか学校は限られておりますが、教室を利用されている団体もございました。また利用者からの御意見であります。利用をキャンセルする際の手続の簡略化についてお話しは伺っているところでありますが、実際の利用に関する御意見等は、現在までのところ利用団体からは直接伺ってはおりません。

次に、学校に設置されている管理照明についてであります。照明器具の設置時期につきましては、基本的に校舎の建設工事と一体的に整備しており、校舎の建設時期と同時期でございます。これまで計画的な更新などは行っておりませんが、学校ごとに必要に応じて照明器具を増設している箇所もございます。利用状況につきましては、学校により異なる面もございますが、小学校は全体的に利用が少なく、中学校は部活動で暗くなった校庭の補助的な明かりとして利用しております。

次に、その他の問題点や学校の改善点についてであります。問題点や改善点は現在のところ特になくありません。学校においては利用団体より利用時間について柔軟な対応をしてほしいという要望があったと聞いております。今後も学校の協力を得ながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問に移させていただきます。

まず学校利用についてですが、今ちょうど教育長のほうから答弁があったように、その利用時間に関してというところをちょっと私、今回思いまして一般質問さしてもらってます。中では、中学校はほぼ部活とか、そういったもので使われているという答弁がありましたが、小学校はほとんどないというところなので、ちょうどいいなって、私、思いました。

実は今回この一般質問した中では、昼間というのは小学校も案外使われている場所も多かったりするんですけども、夜のところで、照明がないですから貸し出すことも現状はしていないというような状況だと思います。今ちょっとここで伺いたいんですが、社会教育のほうを担当になって学校を貸し出している夏または冬等の時間帯というのは、何時から何時までというふうになっておりますか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 学校の施設につきまして、社会教育で利用する時間帯でございますが、体育館につきましては8時から正午までと正午から5時までと、あと午後6時からとなっております、中学は6時半からと午後10時までということで、校庭につきましては午前、午後は同じでございますが、午後5時から7時までということで、ただし3月から10月までに限るということになってございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） では、今学校校庭のほうですけれども、17時から19時までというふうな答弁でしたが、その利用頻度、小学校のほうですね、ちょっとそちら教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 夜の利用につきましては、基本的にはグラウンドにつきましては、サッカー等で御利用いただいているとは感じてございますが、具体的な時間ごとの利用の頻度については把握してございません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 現状、何校かではサッカー、使っているのは知っております。ただ、ほとんどの学校で余り夜は使われていない状況なのかなというふうに思っています。何校かというのもあれですけど、私が住んでる近くの九小とかはよく夜、使っているというようなお話を伺いますが、現状、桜が丘が学校給食センターという形のもので建ちまして、やはりあそこの使い勝手が悪くなったことによって、そういった余暇活動を行う団体の方からちょっといろいろとお話を受けまして、できるのであれば学校の小学校、ああいったところを使いたいというお話を伺っております。もちろん大分前から、私はその照明に関することもお話しさせていただいてますけれども、野球等だと現状、今ついで管理灯というものだとちょっと見えないかなというふうに思っていたんですが、その団体の方々はサッカーだったり、その他の方で大きなボールを使う団体さんが多かったんですね。そういう意味では、その団体さんからすれば、あの程度の明かりがあればできなくはないというふうなお話をいただいております。ここでは言わないほうがいいな。

そういう意味では、今後そういった夜の時間を貸し出すに当たって、現状は今17時から19時ということですが、私が前に借りてた立川のほうでは8時半というような時間帯の夜の貸し出しの設定もされておりました。そういう意味では、8時半ぐらいまで貸し出して、9時までの間に片づけをして撤収をすると、そういうような形での開放はできないものかと、そういった質問ですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 学校施設の利用時間の延長についてでございますが、この学校施設の開放については、昭和32年に条例ができ、現在に至ってございます。そういう中では、それまでの間、利用については日照時間を参照し、住環境に配慮したそういう利用時間を設定して現在に至っておりますし、近隣の方々もそれを理解されて、さまざま何かあったときにも我慢をしていただいたりとか、御理解をいただいて現在に至ってきていると、そういうふうに考えております。

学校の現在についております管理照明につきましては、あくまでも防犯並びに施設管理のためということで設置がされておまして、施設開放のためにはついてはございません。私ども貸し出す側の立場といたしますと、スポーツをするために必要な夜間照明がないという状況の中では、安全管理上、やはり事故やけが大変心配でございます。そういう中では、安心して使っていただくためには、やはりこの管理照明では施設開放に向けては難しいのかなということで、現状においては時間延長については難しいという判断をしております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） あれは管理灯で防犯灯という形ですから、開放のためではないと。確かにそうなんですけれども、今言われたちょうど安全管理上、確かに私もあの状態で市民の方に貸して、けがをしたらどうしようというところは感じました。そのときに、その団体とちょっといろいろ長々と話したときに、昔、武蔵野のほうにスケボーパークができたよというお話をさしていただいたと思います。そこに書かれているのが、けがと弁当自分持ちというような、もちろんそこを利用するに当たって、それに同意をした上で利用するというような形で利用をされているのが武蔵野のスケボーパークです。それと同じような形で、けがと弁当は自分持ちで、それでやるんだっただうだというようにお話もさしていただきました。

そういう意味では、その団体としては、もちろんそういった、実際グラウンドとして貸せる照明ではないので、役所さんがそう言うのは何となくわかるんで、私どもも借りれるのであれば、もちろんそういったことにも同意をした上でお借りをしたいな、こういったことまで考えてます。やはり市としては、それなりの形をつくらないと市の責任になりますから貸しづらいというのはありますけれど、そういった利用団体がそういう気持ちを持っているのであれば、ある意味、私は貸し出してもいいのかなというふうに思ってますし、もちろん現状ずっとこの水銀灯は交換されてないということですから、ある意味これから先、また切れたり、新しいのに変えていったり、そういったこともしなければいけない状態なのかなと。防災行政無線と同じように、つけたり消したりということを定期的に行ってないと、実際つけるときにつかなかったとか、そういったことも起きるのではないかなというところもプラスして、私、今回こういった質問をさしていただいております。

もちろん利用するに当たって、しっかりした照明ではないですけれども、電気料というのはやはりそこで発生しますので、もしつけてやるということになれば。そういう意味では、そういった部分の電気料という形での利用料というのは、取っても私もいいと思いますし、団体の方にお話ししたら、それでも構わないというようなことをされてます。ここでいろいろとお話しをした上で、じゃやるかやらないかという話まで持っていくのは正直難しいとは思いますが、そういった団体もおりますので、先ほども前の議員で出ました体育協会を通じたり、または直接そういった団体との協議を行うなどして、そういう開放に向けていただきたいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま利用団体の方々からのお話、お伺いしましたが、なかなかけがと弁当は自分持ちというのは、私ども貸し出し側からすると、やはりちょっと責任においてどうなのかなというところは感じます。やはり貸す以上は、安全に使ってもらいたいと思いますし、やはりそういうところでは、やはり何か薄暗くて、例えば鉄棒にぶつかったりとか、やはりそういう何か御施設の面でけが、事故があった場合には、やはり私ども責任、免れないというふうに思っておりますので、なかなかその面においては、やはり難しいのではないかなというふうには思っております。あとこちらの夜間利用について、さまざま課題の解決とかもしていかなくちゃいけない部分も実はございますので、そういう学校とも、学校教育とも協議をしながら、課題の整理などに努めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） もちろん貸し出し側から、なかなかけがと弁当自分持ちでというのは難しいと思いますが、借りたい側がそのような気持ちを持って、その状況でも借りたいと。理由は簡単ですよね、やる場所がないんです。そういう意味では、やれる場所、一生懸命、借りる側は探して、完璧ではないけれども、そういった程度でもいいから借りたいという気持ちがありますので、今すぐにすばらしい答弁は求めておりませんが、先ほど言ったようにやはり団体と、そういったところと話し合っていたきたいと。中には、あの照明をつけ

ていただいて、今ちょうど問題とした照度の関係のところなんです、よく最近、年末ですからいろんなところで工事がされてます。工事現場にあるようなあの照明を自分たちで持ってきて、それでやってもいいという団体もあります。ある意味、そういうものを持ってきてやるってところまでなってるということは、もう余りにもグラウンドがなさ過ぎて、何とかどこでもいいからやりたい、そういう気持ちが私は出てきてるんだと思うんですね。そういうものも自分たちで全部お金を出して借りていろいろやりたい、そういう声があるんですけども、まずはやれるかやれないかに関しては答弁を求めませんが、そういった利用団体等の話の場をまずは持っていただきたいなと。持っていただくことによって、なるべく先ほど言ったように利用者側の気持ちに立って、それで市としての責任を負わないような形で貸し出しを行えるような方法、そういったものを利用団体と議論をしてほしいなと思うんですけども、議論について、議論というか相談というか、そういったテーブルにちゃんと上げていただいてお話をさせていただけるかどうか、その部分についてお答えください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 学校施設を含めた体育施設の利用団体とのお話し合いということでございますが、一般的に一番大きな団体、体育協会という協会がございますので、そういった団体とかの役員さんともお話をする中で、利用者の声は逐次吸い上げるという努力はいつもしていきたいと思っています。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 体育協会の中にいろんな団体もありますので、体育協会だけに聞くのではなく、できればその下の下部組織にも聞くようにしていただければというふうに思っております。

あと前回も学校利用に関してお話しさせていただいたんですが、そのときは平日の一般市民、周辺住民の校庭利用という形でお話をさせていただきました。今回は休み、休日の周辺住民の学校利用ということなんですけれども、実際、休日だと、平日であれば校門等あいておりますので、そういう意味ではお子様と親御さんというのは入れるんですが、休みの日となると校門があいてないところもあったり多々するんですけども、これは利用はさせないということなのか、それとも利用していいということなのか、ちょっとその点をお伺いいたします。

○社会教育課長（村上敏彰君） 学校施設の利用の手続について御説明をすれば、御理解いただけるかと思いますが、学校施設につきましては、まず各学校から学校で使う時間帯、曜日と時間帯について、まず学校施設優先ですので、そちらについてこの日は使えますよという情報をいただきます。それ以外については、社会教育団体にお貸し出しができますので、そちらにつきまして御要望いただく中で、各地区で世話人会というのを開いてございまして、その世話人会の中で各団体が希望する、学校で使っていないところを希望するものについて調整をかけていただいて、利用を決めていただくということでございますので、それでもまだ使っていないところがあるとすれば、そちらは利用の申し込みがないというふうに、このように御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 済みません、ちょっと伝え間違いました。

その先です。その先という言い方も変なんですけれども、その団体で利用をする申し込みではなく、その団体で申し込みの利用をされていない日というんですかね、休日でも、休日はほとんど団体の利用が多くあるのはわかっているんですけども、例えば場所によっては午前中だけしか貸し出しがされてなかった。そうなった場合、午後はどこも借りてないわけですよね。そのどこも借りてないときに、周辺の住まわれてる方が、その学校で遊べるのかどうかというところなんです。

なぜかという、前も平日のときもお話しさしていただきましたけど、いろんな小さな公園、ある程度の公園あっても、ボール投げちゃいけない、何やっちゃいけないというところが多かったりするわけですよ。そういう意味では、小さな公園だと何も活動ができなかったりというところで、大きな公園に行つてとか、前も話しましたが、芝中はそういった規制ないですから、ある意味そういうことをやられてる子たちもおりますし、そういうような形で学校を各地域の方々、親御さんが利用できる状況に休日はあるのかどうか、その点について。

○社会教育課長（村上敏彰君） 団体が使わない休日ですね、学校施設を利用できるかということでございますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、まず学校施設につきましては、学校教育上支障のない範囲で、社会教育団体にお貸しができるというふうな規定がございます。したがって、団体の利用については、社会教育団体という定義の範疇の中でお貸ししておりますので、仮にそれを一般に貸し出すとなると、その団体が個人ということですよ、法律上は団体にお貸しをするということになっておりますので、そういった法律上の解釈がどうなのかとか、あとは学校側と施設の管理の問題とか、そういったこともございますので、そちらについては今初めての御提案でございますので、ちょっと研究をさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 研究していただきたいんですが、貸し出しではなく、開放ですね、逆に言うと。そういったときの開放ができるのか。ちょっとそこら辺を、もちろん学校ですから、まず学校の行事が第一で、その後、社会教育、そこであいた部分というところですので、その開放に関して何かもう一度あれば、お答えできればと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど課長から答弁さしていただきましたけども、あくまでも学校教育に支障のない範囲で社会教育のほうに貸すことができるということになっております。その団体、私どもは団体から申請を受けて団体に貸すんですけど、その借りない、借りない部分についてどうなのかと。そこは社会教育が貸すのか、それとも校長の判断で平日のように地域の方に開放するのか、その辺はまだすみ分けといいますかね、そういうことはこれまでも検討したことがございませんので、どういう形で開放ができるのかとか、そういうことの解釈から考えていく必要があるかなと思います。

今は基本的には団体が使っていない時間枠は使えないと、地域の方は学校に入れませんし、使えないというそういう状況でございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ぜひ、まず検討していただきたいな。ただ、私が小さいころは多分使えてたのかなって思うんですよ。悲しいかな、変な不審者が出たり、子供を何か傷つけるようなのが出たりしてる中で、学校が使えなくなってきたというところもありますので、ある意味ではいつも言ってる地域コミュニティーがしっかりしてないのが問題なのかな。それは市民の問題なのか、行政の問題なのか、一般質問してないんで言いませんけれども、そういう意味では近隣の人に使えるような方策をとっていただきたいというところなんです。検討していただけるということでしたので、学校側とももちろん話をして、どうするか、開放する学校もあれば、開放しない学校もあったり、そういう状況になるのかなと思いますが、まずはだめとは現状は。今はやっていないけれども、使えないという答弁はなかったもので、検討していただいてどうなるか、また次回の私の一般質問のときに答えていただければなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

学校については以上です。

次に、防災行政無線についてです。

そうですね、防災行政無線に関して、いろいろやっていただいた経緯等もあります。そういう意味では、行方不明者からの発見したときの放送だったり、子供たちが帰るときの放送だったり、そういったものを平成18年からやられているというようなお話を伺いました。

今回これやったのは、ちょうど福祉祭のときですね。福祉祭のとき、少しちょっと雨が降っていた状況があったと思います。当日、たまたま私が住んでるところの自治会でも、朝早くからミカン狩りがありまして、自治会事務所のほうにみんなで集まって、きょうは中止にするか、それともやるかなんていう話をしてたんですが、そのときにいろんな方から電話が来まして、きょう福祉祭やるのという電話が自治会にたくさん来たんですよ。申しわけございません、ここ市役所じゃないのでわかりませんというお答えをさしていただいていたんですけども、これ何が言いたいのか、ある程度もうわかっていると思いますが、防災行政無線でやるやらないって発表したらどうかなって思っているんです。

これ自体が、なぜこういう話になるのかっていいますと、隣の武蔵村山、静かな状況だと武蔵村山の防災行政無線、私のところ聞こえてくるんですね。そういう意味では、ことしの選挙もそうでした。そういう意味では、本日は投票日ですみたいなことを、投票へ行きましょうみたいなことをずっと防災行政無線で隣町はやってたりもしてるんですよ。そういう意味では、いろんな活用方法、この防災行政無線を使ってできるのではないかなというふうに思っているんですけども、もう少しそういう市の行事に関してやってるやってない、中止、どうだっていうものはできないものなのかと思ひまして質問いたしました。いかがでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） この防災行政無線につきましては、放送を実際に担当いたしますのが、私ども秘書広報課でございます。この内容につきましては、一応、原則として市民生活に多大な影響を与えると判断されるものというラインがございます。そこをどこで判断するかということもございますが、各自治体ごとに多少取り組みが違っておりまして、先ほどお話のございました武蔵村山市につきましては、かなり広い範囲の運用を行っているようでございます。子供の見守り放送に始まりまして、光化学スモッグ、それから終戦記念日のサイレン、先ほどの選挙の投票の呼びかけ等、かなり東大和市に比べますと広い範囲での運用を行っております。また東村山のほうになりますと、定時の放送では夕方のチャイムが鳴る程度だけの放送のようでございまして、この辺は自治体ごとにちょっと捉え方は違っております。

ですから、東大和市としましても、全市民的にお伝えしなければならない必要最低限のものを、今はお知らせをしているという状況でございますので、その都度の判断になってくると思いますが、行事を全部流しておりますと今度は、今度は何で防災無線が鳴ったのという動揺を招くことも考えられますので、そこは慎重に対応したいと考えております。

○14番（関野杜成君） なるほど。光化学スモッグは、武蔵村山でやってたんですね。私、東大和で光化学スモッグをずっと子供のころ聞いてたような気がしたんですけど、ちょっと数年、武村にいたからその記憶と交わってしまったのかなというふうに思います。そういう意味では、今答弁にあったように、武村では多くのことを防災行政無線で市民の方に知らしているというような部分がありますんで、ちょっとここに関しては一度検討をしていただきたいなど。どういったものを出して、どういったものを出さないか。防災行政無線ですから、というような形になってしまうと、なかなかそこはプラスアルファはいかないと思うんですけども、先

ほど言われたように各市町村で範囲というのはある程度決められるというか、出せるようになってますんで、そこは広報としてどのような活用ができるのか、また先ほども学校のときにお話しさせていただきましたけども、活用することによって聞こえる場所、聞こえない場所、そういったものも見えてきて、たしか去年だかおとしぐらいに音の調査もされたと思います。そういう意味では、どこが壊れてる何してるというのもわかりますので、なるべくそういう活用をしていただきたいなというふうに思っておりますが、再度になりますけれども、答弁、お願いいたします。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） こちらの防災行政無線につきましては、もともとその利用する目的は災害、緊急時でございます。いざというときに稼働してくれないと困るわけでございますので、通常から定時放送という形で今お送りしてはいますが、見守り放送、あるいはチャイムで流さしていただいて、その音がうるさいというお話もございますが、どの方向には聞きづらくて、あるいはどこのスピーカーが調子が悪いというもの、通常から検証しながら調整はしておくことが必要であると考えております。

以上です。

○14番（関野杜成君） ちょうど今出ましたが、人によってはうるさいというような方もおられる。またはゆっくり今、2回放送しているんですけども、それが聞こえないという方も中にはおられます。実際この自動音声サービスというのが、どれだけ市民の方が周知されてるのかというところもあるんですけど、実際これって1件、電話かかってきたら1とか、何件かかってきたら何件というようなものが出るのかどうか、何を聞きたいかという利用状況ですよね、この音声サービスの。そういったものがわかるのかどうかというところで、お答えできれば。今持ち合わせてないなら、持ち合わせてないでも構いません。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防災安全課のほうは、管理運用のほうを担当しております、放送、流れてから自動音声の応答サービスということでございますが、現在その数値のほうはちょっと把握してございません。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） できれば、その数値も今後確認できるようにしてください。理由は簡単です。この自動音声サービスが実際に市民のためになってるのかどうか、その予算もやっぱり少なからずかかっていますから、それこそ必要なか必要じゃないのかというところの判断をしていただきたい、または広報ができてるかできてないか、そういったものわかってきますと思うんで、お願いいたします。

それと多分、今後やはり先ほどの答弁では、昔、何年でしたっけ、大分昔にこれは設置したのかな——っというふうに考えると、町並みがやはり変わってますから音の流れ方もまた変わってきてる。そうすると、新しい塔というか、そういったものも建てなきゃいけないのかなというふうに思っているんですけども、現状どういった形で考えてるのか教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防災行政無線は、平成元年から、今年度で27年経過してございます。市内に52カ所の無線塔を設置してございます。現在、当初設置したころから比べますと高層ビルが建ったりとか、気密性の高い住宅がふえてきたりとかいうことがございまして、どうしても屋外での拡声器による放送のために、また天候によりまして聞こえ方が違ってきまして、快晴の日ですと音が抜けてしまいますので、結構高音で流しても伝わりづらい。曇りの日は、空に傘がかぶってますので非常に伝わりやすいというようなことを聞いてございますが、現在27年もたちまして、現在の放送はアナログ放送ということで放送しているところでございますが、その27年前に計画した52カ所でやっておりますので、現在の住宅事情も加味する中においては、なかなか高層ビル等によりまして聞こえづらい地域も出てきてございますので、市の防災安全課では毎年、地域

を区切りまして音声調査等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると、もちろん新しい建物だと気密性が高いですから、ここは通るだろうと、音聞こえるなどと思ってても、家の中では実は聞こえないというような状況も出ると思いますし、今言われたように新しい建物があることによって、現状の場所ではなくほかの場所に新しくつくらなきゃいけない、そういったことが起こってくると思います。それにはやはり予算もかかってきますので、そこで1つ提案をしたいと思ひまして。そういった新しく建てるのも別に構わないんですけども、やはりそういうふうによつたとしても、気密性が高く聞こえづらいつということが起こるのであれば、昔、私が多分お話ししたと思うんですけど、田舎の山間地だと家の中に防災行政無線が鳴るような装置があつたりということがありました。

ただ、以前、私が話したときは、それ余りにもお金がかかるなと思つたんで、結局、提案はしなかつたんですが、実は今ジェイコムの方で、マイテレビさんになるのかな——の方で、この防災行政無線、各市町村のそういう防災情報を聞ける端末というものが発売されております。この近隣でいいますと、国分寺、小平、西東京ではもうこれ行つてゐるサービスでありまして、導入には多分、加入されてる方、されてない方、どちらも工事費が5,000円、6,000円つてかかつてしまうんですけども、加入されてる方であれば月々300円、また加入されてない方でも月々500円で、この装置がつけられると。実際この装置、じゃ何という、防災行政無線、こちらで話したものがジェイコムのネットLANを通過して、この自宅にある防災情報サービスという端末から音声が出てくると。そういう意味では、防災行政無線でも鳴つてゐるけれども、家の中でも聞ける状態。なおかつ、そのほかで緊急地震速報だつたり、そういったもの、今携帯だつたり、そういったものも一緒についてます。なおかつ、これ持ち運びができる状態で、FMラジオとかそういうものもついてたりするので、実際に災害が起こつたときでも防災行政無線が、こつちの音のほうは壊れてたとしても、市のほうで発信をすれば、ここからどういつたことになつてますつて情報も手にとるよつにわかるよつなものになつてます。口頭でこうです、ああですつてお話をしても、なかなかイメージが浮かばないかもしれませんが、一度このジェイコムのサービスを見ていただいて、検討していただきたいなつていうふうにおつておりますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今議員さんおつしゃられました小平市、東久留米市、国分寺市と、あと西東京市と、こちらの地区のジェイコムでは、防災行政無線を流すつていうことで、市と覚書を締結して無料で、市の負担はなしつていうことで実施してつていうふうにおつてございます。当市でも、こちらのほうのジェイコムさんとの覚書を締結すれば、防災行政無線の運用つていうことで締結すれば可能でござつてますが、利用料金等が加入者負担になつてござつてますので、そちらのほうがちよつと課題であるつていうふうにおつてござつてますが、市の負担がないつていうことであれば、今後研究していきつたいつていうふうにおつてござつてます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 導入時に、先ほどもお話ししたよつに、工事費等が発生します。そういう意味では、ちよつと済みません、近隣の市町村、わかんないんですけど、高槻市のほうだと1棟当たりの補助つていう形で3,240円だつたり2,700円だつたり、そういう設置に対する補助つていうものもやつておりますので、ちよつとほかの——ほかのつていうか、ジェイコムさんとお話しすれば全て契約したところ、覚書したところはある程度わかるつて思いますので、どういつた形で補助をつけて、そしてこれを進めていくのか、それとも防災行政無線

を新しく建て続けていくのか、そういったところを全て検討していただければなというふうに思っております。

先ほど検討しますというお答えをいただいたので、よろしく願いをいたしますというふうに伝えて、防災行政無線については終わりにさせていただきます。

続きまして、市民プレゼン制度についてです。

これ毎回毎回、私、やってることなんですけれども、25年の第4回の答弁の中では、市長は東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を、まず26年度中に作成して、そして27年度に、それを教育していきたいと。その次の段階として、プレゼン制度というような答弁がありました。そういう意味では、次の段階というのは、次の3月予算なのかなと思ひまして、今回こういった質問をさしていただいております。現状もう今、予算等いろいろと進んでるところだと思いますが、市民プレゼン制度、来年度予算、入るんでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 今議員のほうでおっしゃられました東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を、平成27年の2月に策定いたしました。こちら、平成26年度の5月から庁内で検討いたしまして、策定したものでございます。今年度につきましては、庁内の1回目の研修ということで、職員に研修をいたしまして、今年度は50名ほどの職員に研修のほうを受講していただいたところでございます。28年度につきましては、予算はこれからでございますけれども、一応また研修が50名ほどの職員だけだったということでもありますので、引き続き研修のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 4時 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関野杜成君） 今の答弁の中に、50名しかというんですかね、ちょっとそういった言葉があったんで、言葉尻を捉えるわけじゃないんですけども、もともとの募集の人員まで募集がなかったということなのかどうか、ちょっとその点、教えてください。

○市民生活課長（田村美砂君） 研修の受講者の人数でございますが、もともとの受講者の定員が、おおよそそれぐらいを予定しております。講師の方の日程が、この2日間ということでの限定の中では、定員に満たせてたと考えております。

以上です。

○14番（関野杜成君） よかったです。定員に満たないということであると、ちょっと市民協働に対して職員の方、どうなのかなって正直思いましたが、一応定員ということですね、わかりました。

ただ、来年度も同じような形で行って行って、じゃいつこの制度は立ち上がるんだろうというところなんですけれども、この指針に関することでのいろいろ勉強をされるのはいいんですが、ちょっと私、この中身、いろいろ読まさせていただくと、余り私が言ってるような市民からという発信が少ないんですよ。職員の市民協働の推進に関する指針ということだから、職員目線なのかなというよい見方をすればそうなんですけれども、やはりこれの書き方からすると、あくまでも今基本構想だったり、市が考えている東大和の将来像、その実現のために市民を利用するというか、そういった文言にしか私には見えてこないんです。あくまでもやはり協働ですから、利用するという考えではなく、やはり市民と一緒に、市民が言いやすい状況、私たちはこういう

ことがやりたい、ああいうことがやりたい、そういったことが言いやすい状況をつくらなければいけないのかなというふうには思っております。

5ページのところには、この形態自体が固定化されたものではなくというふうに書いてあるんで、今後、今の協働の形態、実行委員会形式だったり事業協力だったり、委託だったりというのが、これが市民提案だったりというもの変わってくるのかなということだけは期待しますけれども、もう少し市民側からの意見を入れて、そして職員としての気づき、市長がよく言われているそういった気づきというところを入れてほしいなというふうに思っております。職員の中だけで、やはりお話をしますと、職員の方々だけのお話になると。ただ、外からの意見、できるできないは別として、そういった意見があることによって、職員の方が思ってもいなかったことが出てくるというふうには思っておりますので、中だけで研修をするのもいいですが、なるべく早目にそういった制度をつくっていただいて、1年目、2年目、すぐうまくいくとは私は思っておりません。やはり失敗を重ねたほうが、逆に今後の成功にはつながると思いますので、そういう意味では1年、2年はそういったことが起こるかもしれないけれども、やっていこうという気持ちを持って来年度の予算に入れてほしいなって思ってるんですけども、再度、御答弁をお願いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今課長のほうから、職員を研修して周知を図ってるところだというようなお話しさしていただきましたけれども、やはりまだまだ市民協働とは何ぞやということで、その定義からやはり教えていかなければ、そうしないと市民協働をすればいいんだというふうなところの観点に立ってしまいますと、市民協働の事業がふえてしまうと。そうではなくて、今やっている事業の中で、市民協働の視点を持ってやっていけるかというような振り返りもしていくというふうなところも、研修していく必要があるかと思ってるところでございます。やはり新たに事業をふやすのではなくて、その中で既存の事業の中でも、今、関野議員がおっしゃったような市民の視点、市民の要望等を取り入れていく、そういうような手法もやはり市民協働かなというふうに思ってるところでございます。今後はやはり市民提案に向けて、この指針だけではなかなか、ガイドラインというようなものもつけないと、どのように進めていっていいのかというところが、庁内で統一したものが進んでいかないとしますので、そのようなマニュアルかガイドラインみたいなものは、作成をしていく必要があるかとは思ってるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど。指針の後にマニュアルができる、つくるという流れになっているんですね。前回のときには、ちょっとその話がなかったんで、指針ができれば、もうそのまま、次、予算化されて実施されるのかなというふうに思っていたんですが、実際マニュアルつくるにしても、先ほど言われていただいたように、職員の方だけでつくれば、職員なりの考えでしか出てきませんから、部長が言うようになるべく市民の方の御意見を取り入れて、その上で市として市民協働とは何か、そういったもののマニュアルをつくっていただければと。そうして、来年は無理であれば再来年、または9月補正とか、ちょっとそういう真ん中でやるとまた微妙なんで、そういった形で期待をしております。

市長も、これをやるに当たっては、やはり財源だというようなお話をされてます。28年度予算編成方針にも、東京都のほうも市町村の自主性をというようなことも、この中にも書かれておりますし、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。ある意味、市としてやるには幾らでも自分たちの自主性でやりなさいと。ただ、ふやしていくだけでは、東京都もお金あげませんよ、しっかりと見直して要らない補助金、そういったものというものはなくしていきなさいということのかなというふうに思ってお

ります。現状どこまで見直しがされたのかなというふうには思うんですけども、どのようなスケジュールで考えておりますか、補助金等の見直しに関して。

○企画財政部長（並木俊則君） 補助金ということで、全体の事業に係りますので私のほうから御答弁申し上げますが、行政改革等を進める中で、補助金の見直しというのは、期限を切るとか、いつまでとか、いつ行うとか、そういうものではなくて、常にそういうものは毎回見直す、毎度見直すというような指針を持っておりますので、それぞれその時期、あるいは時代とかいろんな背景とか、その環境とか、いろいろな状況が変化しております。また見直しをする部分もあります。そういった意味で補助金全体にあつては、常にそういうような視点を持って、各担当する部署で見直しをかけていくと、それを翌年度、またその次の予算の編成に反映すると、そういうふうな視点というのは常に持ってしておりますので、全体的には補助金の考えはそういうことで行っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると、じゃ見る側の判断ということになるのかなというふうに思います。正直、いろいろなお仕事皆さんもあるでしょうから、大変なのかもしれないですけども、私この12年、13年間、議員をやって、ここで一般質問させていただいた中にも、補助金の不正の問題があつたりいろいろしました。そういう意味では、ある意味、ちょっと職員の方で見切れる部分なのかなというところもありますが、補助金の不正を見抜くというよりも、実際出している活動というか、そういったものが今の時代に合っているのか、またはこの活動はいいけれども、この団体のこの活動の仕方はどうなのかとか、そういった部分をしっかり見直していただいて、なくすということも一つですが、逆にふやすということも出てきますし、利率を下げるといことも考えられますので、なるべく不必要な補助金、利権というか既得権というか、そういう形になってるものに関しても、しっかりと手を入れていただいて、見直しをしていただきたいなというふうに要望をしておきます。

市民プレゼンについては、いつも最後に市長に聞きますので、市長、早急に、今年度は無理だと先ほどありましたんで、来年度までに何とかやってほしいなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） なかなか御質問に対して、イエスですよって言えないときは私が代理で出しましたけども、先ほど来、答えたように、来年度ちょっともう少しお時間をいただきたいということで、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 副市長が立ったんで、再来年も無理なのかなって今ちょっと思いましたけれども、逆にやるやらない、来年、再来年、その期日ではなく、この市民プレゼン制度、私が今述べたことを全庁的に市長として、やはり指導というか、徹底をさせていただきたいなというふうに思っておりますんで、もしよければやるやらないは別として、市民プレゼン制度の大切さというか、市長も市民協働を語っておりますので、できればお答えいただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○市長（尾崎保夫君） 市民協働ということで、市民の皆さんの力をおかりしながら、よりよいまちにしていこうということでございまして、補助金制度、市民のプレゼン制度ということでございまして、この制度そのものも今後しっかりと確立をしていくというぐらいの思いで進めていかなきゃいけないというふうには思っております。ただ、やはり財源の問題というか、その辺のところ、先ほど言いましたように、今現在の補助制度、補助で、補助や交付金だとかいろんなものを出してますけど、果たしてその辺のところ適正かどうかと

いうところ、そういうところも含めて根本的に対応していかないと本当の意味でのプレゼン制度にはならないんじゃないかなというふうに思っています。

そういった意味では、非常に壁は高いかなというふうには思っていますが、少しずつ職員の意識も変わりつつあるというふうに私自身も思っていますので、少しずつではありますが、前向きにしっかりとやっていきたいというふうには思っています。

以上です。

○14番（関野杜成君） 市長、ありがとうございます。

早目に、これ取り入れることによって、職員の方、能力のある方ですから、市民の方からいろんな提案があれば、ああこんなこともあった、先ほども言ったように新しい発想も出てくると思います。そういう意味では、早目に来年は無理ですけど、再来年度には予算に載っていて、私の予算討論でありありがとうございますと、言えるような形にしていだければなというふうに思っております。

次に、4番目、期日前投票所についてです。

議場なので余り企業名は出さないようにしたほうがいいのかなというふうに思いますが、統一地方選挙、終わった後ですけども、私も地域のお祭り等、いろいろやってる中で、その企業の方が、皆さんがよく行かれてる場所なんですけれども、その企業の方が、もしあれでしたらうちの場所、使ってもいいよというような、私にお話しをしてきてくれたんで、選管のほうにこういった話があったよとお伝えをしたと思いますが、その後その企業の方とはどのような話になっているのかお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 議員さんからいただきました企業さんですね、私から御連絡を入れさせていただきまして、先方の施設管理の責任者の方にお話を伺いまして、こういう場での議員御本人になかなか言いにくい答えが返ってきてしまいまして申しわけないんですが、確認した限りでは難しい、困難、厳しいということで、積み上げれば無理ですというようなニュアンスのお答えだったように受けとめております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

正直、私も一緒にお祭りをやった大型スーパーというか——なんですけれども、そのときも一番初めに言ったことと、実際、最後にやってくれたことが全く違う形でもあったんで、もしかしたらそういう話になるのかなとは少々思っておりました。ただ、私、もしかしたらと思ってたんで、いろんなところに、ちょっと別の件でいろいろ話に行ってるときに、いやできれば市のほうにそういった協力もさしていただきたいというような企業をまた見つけてきてしまいました。そういう意味では、東大和の駅前になるんですけども、それこそ人の通りが多い場所、それ以上は言わなくても皆さんわかってると思いますが、そういった形であその管理者の方ともお話をさしていただきました。そういう意味では、まず期日前投票所というのを、人の通る場所で設置したいなという私の希望がありましての一般質問ですけども、例えばその期日前投票所というのが転々としていいものなのか、それとも、転々としてというのは、例えばことしの統一地方選挙はここだった、次の都議選はここだ、参議院選はここだというふうに動いていいものなのか、それとももうここというふうに決めたときには、そこにしなければいけないものなのか、ちょっとその点をお伺いしたいなと思うんですが、単純に同じ場所にあったほうがいいのかなって、私は思うんですけど、総務省とか選挙管理委員会の規約というか、法律ではどのようなようになっておりますか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 期日前投票所の場所でございますが、こちらは特に固定しなければ

ならないということではございませんで、選挙管理委員会が定めた場所ということで、あとは告示をいたしますので、絶対的に1回決めたらもうてこでも動かしちゃいかんということではございません。ただし、議員も今おっしゃっていただきましたように、市民の方、投票者、投票に見える方の都合を考えれば、余りあちこちに動くというのは、かえって御不便を与えるかなというところは私どもの考え方でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

先ほど答弁でちょっと聞き取れなかったんですけども、多分この期日前投票所に関して、今後どのような形で行っていくかと。国のほうとかも、いろいろ考えがあるのかなというふうに思うんですね。期日前投票所をやはり開くとすると、予算もかかってくるのかなと。実際そういった予算というのは、国のほうからもらえるのか、それとも市の持ち出しになってしまうのか。それによって、期日前投票所を設置する企業さんにただで貸してくれとか、そういう交渉もしなきゃいけないのかなというふうに思うんですけども、これに対しての予算はどのような形になっておりますか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 国のほうからどうなのかという御質問でございますけれども、国政選挙におきましては、選挙執行経費基準法という法律がございます。また東京都の選挙につきましては、同じような、これに準拠したような形の中で、委託金としてそれぞれ実施した市町村に配分されているところでございます。選挙執行経費基準法の中で、期日前投票所の経費と、国はどう見てるかということになりますと、投票所の投票管理者お一人と投票立会人の方お二人、これらの方の報酬、国の算出額でいいますと全部で3万100円、これだけといていい状況でございます。もちろん事務従事した正職員の時間外勤務手当等については、これはまた別途措置しているという状況でございますが、基本額として3万100円のみということで、投票管理者及び投票立会人の報酬額の設定につきましては、当市の条例よりも低い算定でございますので、そこそこ一財からの持ち出しがその部分だけでも生じているというのが現状でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど。そうすると、今、会議棟でやっているというものに対しても、少し大分市財が出ている状況であるということですね。正直、国のアピールというか、テレビでやってるような、芸能界に金投げてテレビでやってるって、何かちょっと違うような。あれだけの金があれば、全国の市町村に投げて、それこそ期日前投票所、投票しやすい場所に投票所を置くという形のほうが投票率は上がるのかなと。だから、そういう意味では国は投票率を上げたいのか上げたくないのか、正直、私は上げたくないのかなと思っているんですけども、その話すると、この質問がなくなってしまうのであれですが、やはり18歳からになったというところもありますし、市民の余暇活動というか、休みのときの動き方というものも大分昔から変わっておりますんで、先ほどの大型スーパーはもう無理でしょうけれども、その前にも大型スーパーもありますし、先ほど私、述べさしていた東大和市駅前とか、また玉川上水だどこでやるんだという話にもなりますが、ピロティ一とかあそこら辺ができるのかどうか、そういったことも踏まえて、やはりもう1個、期日前投票所は必要なのかなというふうに思っているんですが、総務省のほうの研究会等があると思うんですけども、そこではどういった話が出ているのか教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 総務省の中には、先ほど市長答弁にもございました投票環境の向上策等に関する研究会というものがありまして、これは任意の研究会であるという触れ込みなんですけども、やはり総務省内に設置されていることなどもありまして、かなり新聞報道の対象になったりするとい

うことから考えると、決して影響力が小さなものではない研究会であろうかと思えます。

それで、先ほど来といえますか、この一般質問の中で、議員から利便性の高いところに期日前投票所を置いたほうがいいのではないかという御提案を織りまぜて、御質問を頂戴してるところでございますが、この総務省内にできました研究会の中でも、商業施設等、人の往来の多いところに期日前投票所を置けば、期日前投票に参加する投票者の方がふえるのではないかという検討はなされているようでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど。やっぱり当たり前のことというか、せっかくお金かけて設置するんであれば、投票率が上がるため人が多いところということになるのかなというふうに思えます。その研究会でもそういうふうになってるんであれば、逆にそういったところとか、前も総務省のほうに、または東京都のほうに声を上げてくださいというようなお話もさしていただきましたが、ある意味、期日前投票所の予算だったり、そういったものをもう少し国、都のほうに要望、声を上げていくべきなのかなというふうに思ってますし、多分、東大和がそうということは、ほかの市町村も全部そうですから、そういう意味では弱い立場なのか強い立場かわかりませんが、そういう市町村として一丸となって国に対して、都に対して予算要望を上げるべきなのかなというふうにも思っております。そういったことをしながら期日前投票所、次の選挙までにはちょっと無理かなとは思いますが、来年、再来年、起こるであろう選挙等もありますので、そういう意味ではそういったところで活用できるような形で、早目に皆さんの意見を集約して都や国に上げて、予算要望をしていただきたいなというふうに思いますが、そういった組織みたいなものはあるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 市区町村の意見を吸い上げる組織があるのかということでございますが、全国レベルとしましては、全国市区選挙管理委員会連合会、それからその東京支部が東京都23区26市を束ねる形で存在しております。また26市におきましては、東京都市選挙管理委員会連合会といったものがございますが、どちらかという、これ今現在の御質問の中身にもかかわってくるかしれませんけれども、例えば期日前投票につきましては、先ほど市長から答弁いただきましたとおり、現状の公職選挙法におきましては、投票については当日投票所投票の原則があって、期日前投票はあくまで、これこれ、こういう理由がある人ができますよというのが現状でございます。じゃ、実際はどうなのかという、毎日が当日投票みたいな状況にはなってるのではないかと思いますけれども、そういった法改正、制度改正を要望する団体という性格を持っておりますけれども、予算要望だとか何とかというのはちょっと私の拙い経験の中では記憶がないかなという状況でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

そしたら、じゃ市長会ですね。市長会でしっかりとそういった要望を上げていくような形をしていただければなというふうに思っております。

今、局長のほうから答弁がありました。期日前投票所というのは、または当日投票というのはどのようなお話ありましたけれども、そういうことであれば逆にということで、逆なのかどうかは別として、今は実際、あなたはここでできませんというような形になってますが、それがどこでもできるという状態というのは、総務省は考えているのかどうか、その点を教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 投票区に限らず、どこでも投票できるような制度化を総務省が考えているかというお話でございますけれども、この件につきましても、先ほど申し上げました総務省内に設置さ

れております投票環境の向上方策等に関する研究会の中では、投票区を超えた形でどこでも投票できる投票所というものを、今議論いただいております期日前投票所とリンクさせて考えたほうがいいのではないかという意見が出ているように伺っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると、費用的なものをいろいろ考えて、一番いいのはやはり期日前投票所があると、何日もありますから、いろいろできるんでしょうけれども、例えば今は公民館だったり学校の体育館だったりいろいろ使ってますが、それを駅前とか、それこそさっき言った大型スーパーとか、そういったところに設置をすることというのは可能なのかどうか。それをやるとなると、やはり全員の多分名簿等が必要になってくるのかなと思うんですけども、正直、今8万5,000なのかな、そんぐらいの名簿ですから、パソコン1台には入るかなと。ただ、正直それをやると、パソコンだけ、LANがなくパソコンだけで処理をすると、成り済ましという状況も出てくるのかなって考えますので、その点もちょっとセキュリティ的にいろいろ考えなきゃいけないんですが、それは置いてというわけではありませんが、あなたはここということではなく、そういった形で人の多い場所で市内の方が全てそこでも投票できる、そういった状況をつくるのが可能なのかどうか、それについてお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 現在、当市は15の投票区に分けられておりますが、議員のお尋ねは、多分、15の投票区プラス当日投票で、そこに行けばどこの投票区の人でも投票できる、そういった施設を設置することは可能なのかという御趣旨だと伺っておりますけれども、これも先ほど来、申し上げている研究会の中でかなり具体的な形で検討されているということで、先ほど市長答弁でもございましたけれども、ことしの3月に中間報告がなされている中では、理想的には、当市でいいますと15カ所の投票区、投票所の中で、どこの投票区の人がどこの投票所に行っても、オンラインで結んで投票できるのが一番望ましいかもしれないけれども、そこにたどり着くまで、到達するまでは、今まさに議員がおっしゃられたような、利便性の高い地域に1つ、どの投票区にも対応できる投票所を設置すると。当面それで運用して、行く行くは全投票区をオンラインでつないで、どこでも投票できるということにしたらいかかというのが、研究会での検討内容のように承っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 実際その研究会がどういった組織なのかということでもあるんですけど、そこでの意見がそのまま総務省のほうに伝わって、総務省としてもそういった法律改正だったり、何かそういうことが行われるのかというのはちょっと不安ではありますが、やはり先ほど述べたように、1市が言うだけではなく、全国で、または多くの市町村、都道府県がそういった声を上げることによって、多分変わってくるのかなというふうにも思いますし、現状その話されることがそのまま進めば、私の考えてることも実行できるのかなというふうにも思っております。

そういう意味では、最後に市長には答弁は要りませんが、先ほど言ったように市長会等で、こういった期日前投票に関して、または区を超えた投票の方法、そういったものを総務省のほうに意見として上げていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時32分 延会